



## (財)日本自転車競技連盟競技規則集改訂事項一覧表

条項	2008年版	2009年版
<b>第2章 ライセンス(登録証)</b>		
第6条	<p>(競技者)</p> <p>1. 競技者のカテゴリ(区分)</p> <p>(2) 本連盟においては、競技者のカテゴリを以下のように定め、さらに性別により分類する。ただし、年齢の基準は、各暦年中に達する年齢で区分する。</p> <p>プロフェッショナル アマチュア</p> <p>1. ジュニア: 18歳以下 2. アンダー23(U23): 19~22歳(ただし女子はこの区分をしない) 3. エリート: 男子は23歳以上、女子は19歳以上</p> <p>ビギナー</p> <p>1. ビギナー競技者であって、上記以外の競技者。 2. 16歳未満の競技者は原則としてすべてビギナー登録とする。 障害を持つ競技者</p>	<p>プロフェッショナル アマチュア</p> <p><b>1. ユース: 17歳未満</b> 2. ジュニア: <b>17歳~18歳</b> 3. アンダー23(U23): 19~22歳(ただし女子はこの区分をしない) 4. エリート: 男子は23歳以上、女子は19歳以上 障害を持つ競技者</p>
<b>第3章 競技者の装備</b>		
第8条	<p>(装備)</p> <p>競技者の基本的装備については、UCI 規則に準じ、以下のとおりとする。</p> <p>7. 衣服上の広告表記は以下による。また、競技者の随行者に関する広告表記は衣服上のものに限り、競技者に認められたものと同一とする。</p> <p>(3) ナショナル・ジャージ .....</p> <p>a) トラック・ワールドカップ UCI 登録チームに属する競技者の場合、広告スペースはそのチームが権利を有する。ただし、ジャージの前面の 64cm<sup>2</sup> のロゴは国内連盟が権利を有する。</p> <p>b) シクロクロス・ワールドカップ ジャージ上の広告スペースは競技者のスポンサーが権利を有する;この場合、承認される広告スペースはジャージ前後の 10cm の高さの長方形とする。競技者のスポンサーが広告をつけない場合に限り、国内連盟はジャージの前面に2つの 64 cm<sup>2</sup> のロゴを付けることができる。 UCI 登録チームまたはクラブに所属する競技者は、選抜に申請するときに国内連盟にその旨を通知することにより、彼らの UCI 登録チームまたはクラブのジャージを着用できる。さもなければ国内連盟はナショナル・ジャージを着用することを要求できる。U23 とジュニアのナショナル・チームではナショナル・ジャージは義務付けられる。</p>	<p>(装備)</p> <p>競技者の基本的装備については、UCI 規則に準じ、以下のとおりとする。</p> <p>衣服上の広告表記は以下による。また、競技者の随行者に関する広告表記は衣服上のものに限り、競技者に認められたものと同一とする。</p> <p>ナショナル・ジャージ .....</p> <p>a) トラック・ワールドカップ UCI 登録チームに属する競技者の場合、広告スペースはそのチームが権利を有する。ただし、ジャージの前面の 64cm<sup>2</sup> のロゴは国内連盟が権利を有する。</p> <p>b) シクロクロス・ワールドカップ ジャージ上の広告スペースは競技者のスポンサーが権利を有する;この場合、承認される広告スペースはジャージ前後の 10cm の高さの長方形とする。競技者のスポンサーが広告をつけない場合に限り、国内連盟はジャージの前面に2つの 64 cm<sup>2</sup> のロゴを付けることができる。 UCI 登録チームまたはクラブに所属する競技者は、選抜に申請するときに国内連盟にその旨を通知することにより、彼らの UCI 登録チームまたはクラブのジャージを着用できる。さもなければ国内連盟はナショナル・ジャージを着用することを要求できる。U23 とジュニアのナショナル・チームではナショナル・ジャージは義務付けられる。</p>

	<p>c) BMX 世界および大陸選手権大会</p> <p>ジャージ上の広告スペースは競技者のスポンサーが権利を有する;この場合,承認される広告スペースはジャージ前後の高さ 10cm×幅 30cm の長方形とする. 競技者のスポンサーが広告をつけない場合に限り,国内連盟はジャージの前面に2つの64cm<sup>2</sup>のロゴを付けることができる. ジャージ上のその他の広告スペース(肩,袖の帯および体側)は競技者のスポンサーのために最初に確保される.</p>	
第10条 4.	<p>(ユニフォーム)</p> <p>ユニフォーム(登録されたジャージ・パンツ等)については,UCI 規則による.</p>	<p>(ユニフォーム)</p> <p>ユニフォーム(登録されたジャージ・パンツ等)については,UCI 規則による.</p> <p><b>団体種目は統一されたジャージ・パンツとする.</b></p>
第11条	<p>(ヘルメット)</p> <p>ヘルメットは,硬質な帽体をもつフラット・ヘルメットと,もたないストラップ・ヘルメットに分類する.フラット・ヘルメットは,以下の条件を備えたもので,本連盟の公認した「JCF」の標示のあるものに限る.</p>	<p>(ヘルメット)</p> <p>ヘルメットは,硬質な帽体をもつフラット・ヘルメットと,もたないストラップ・ヘルメットに分類する.フラット・ヘルメットは,以下の条件を備えたもので,本連盟の公認した「JCF」の標示のあるもの<b>および「JKA」の認定のもの</b>に限る.</p>
<b>第5章 自転車およびオートバイ</b>		
第16条 3. 自転車 (1) 原則 姿勢	<p>(トラック・レーサーおよびロード・レーサー)</p> <p>自転車</p> <p>原則</p> <p>姿勢</p> <p>競技者は,普通その自転車で着座した姿勢をとらなければならない.その姿勢は,ペダルとサドルとハンドルバーでのみ支えられていることが必要である.</p>	<p>(トラック・レーサーおよびロード・レーサー)</p> <p>自転車</p> <p>原則</p> <p>姿勢</p> <p>競技者は,普通その自転車で着座した姿勢をとらなければならない.その姿勢は,<b>以下の点でのみ支えられていることが必要である:ペダル上の足,ハンドルバー上の手,サドルへの着座.</b></p>
(2) 技術的詳細 d) 構造	<p>タイムトライアルとトラックにおける個人およびチーム・パーシュート,1kmおよび500mタイムトライアルにおいては,ステアリング・システムに延長部を付加することができる.ボトム・ブラケット軸を通る垂線とハンドルバーの先端との距離は75cmを超えてはならず;その他の第16条3.(2)c) (B,C,D)に定める制限は変更されない.肘または前腕の保持部は許される(図「構造(1B)」を見よ).</p> <p>トラック内では競技,トレーニングにおいて,フリーホイール,多段ギア,ブレーキの使用を禁止する. シクロクロスのトレーニングと競技においてディスク・ブレーキは禁止する.</p>	<p>技術的詳細</p> <p>構造</p> <p><b>ロード・タイムトライアルとトラックにおける個人およびチーム・パーシュート,1km および 500m タイムトライアルにおいては,ステアリング・システムに<b>固定</b>延長部を付加することができる;<b>この場合,前腕が水平面に位置する姿勢のみが許される.</b></b>ボトム・ブラケット軸を通る垂線とハンドルバーの先端との距離は75cmを超えてはならず;その他の第16条3.(2)c) (B,C,D)に定める制限は変更されない.肘または前腕の保持部は許される(図「構造(1B)」を見よ).</p> <p>トラック内では競技,トレーニングにおいて,フリーホイール,多段ギア,ブレーキの使用を禁止する. シクロクロスのトレーニングと競技においてディスク・ブレーキは禁止する.</p> <p><b>ロードおよびシクロクロス・レースにおいては,両輪に機能するブレーキ装置を必要とされる.</b></p>
<b>第8章 競技種目</b>		
第27条 2.	<p>(トラック・レース種目)</p> <p>世界選手権種目 男子</p> <p>【エリート】(U23も含む)</p> <p>スプリント 4km インディヴィデュアル・パーシュート(個人追抜競走) 4km チーム・パーシュート(団体追抜競走)</p>	<p>(トラック・レース種目)</p> <p>世界選手権種目 男子</p> <p>【エリート】(U23も含む)</p> <p>スプリント 4km インディヴィデュアル・パーシュート(個人追抜競走) 4km チーム・パーシュート(団体追抜競走)</p>

<p>1km タイムトライアル            ポイント・レース(決勝 40km)            ケイリン            チーム・スプリント            スクラッチ(15km)            オムニアム            マディソン            [ジュニア]            スプリント            3km インディヴィデュアル・パーシュート(個人追            抜競走)            4km チーム・パーシュート(団体追抜競走)            1km タイムトライアル            ポイント・レース(決勝 24/25km)            チーム・スプリント</p>	<p>1km タイムトライアル            ポイント・レース(決勝 40km)            ケイリン            チーム・スプリント            スクラッチ(15km)            オムニアム            マディソン            [ジュニア]            スプリント            3km インディヴィデュアル・パーシュート(個人追            抜競走)            4km チーム・パーシュート(団体追抜競走)            1km タイムトライアル            ポイント・レース(決勝 24/25km)  <u>ケイリン</u>            チーム・スプリント  <u>スクラッチ(10km)</u>  <u>オムニアム</u>  <u>マディソン</u></p>
<p>女子            [エリート]            スプリント            3km インディヴィデュアル・パーシュート(個人追            抜競走)              500m タイムトライアル            ポイント・レース(決勝 24/25km)            ケイリン              スクラッチ(10km)            [ジュニア]            スプリント            2km インディヴィデュアル・パーシュート(個人追            抜競走)              500m タイムトライアル            ポイント・レース(決勝 20km)</p>	<p>女子            [エリート]            スプリント            3km インディヴィデュアル・パーシュート(個人追            抜競走)  <u>3km チーム・パーシュート(団体追抜競走)</u>            500m タイムトライアル            ポイント・レース(決勝 24/25km)            ケイリン  <u>チーム・スプリント</u>            スクラッチ(10km)            [ジュニア]            スプリント            2km インディヴィデュアル・パーシュート(個人追            抜競走)  <u>3km チーム・パーシュート(団体追抜競走)</u>            500m タイムトライアル            ポイント・レース(決勝 20km)  <u>ケイリン</u>  <u>チーム・スプリント</u>  <u>スクラッチ(7.5km)</u>  <u>オムニアム</u></p>
<p>3. ワールドカップ種目            男子            4km インディヴィデュアル・パーシュート(個人追            抜競走)            4km チーム・パーシュート(団体追抜競走)            1km タイムトライアル            ポイント・レース(決勝 30km)            ケイリン            チーム・スプリント            マディソン(40km)            スクラッチ・レース(決勝 15km)            女子            スプリント            3km インディヴィデュアル・パーシュート(個人追            抜競走)</p>	<p>ワールドカップ種目            男子            4km インディヴィデュアル・パーシュート(個人追            抜競走)            4km チーム・パーシュート(団体追抜競走)            1km タイムトライアル            ポイント・レース(<u>予選 15km</u>/決勝 30km)            ケイリン            チーム・スプリント            マディソン(<u>予選 20km</u>/40km)            スクラッチ・レース(<u>予選 7.5km</u>/決勝 15km)            女子            スプリント            3km インディヴィデュアル・パーシュート(個人追            抜競走)</p>

	500m タイムトライアル ポイント・レース(決勝 20 km) ケイリン  スクラッチ・レース(決勝 10km)	<b>3km チーム・パーシュート(団体追抜競走)</b> 500m タイムトライアル ポイント・レース( <b>予選 10km</b> /決勝 20 km) ケイリン <b>チーム・スプリント</b> スクラッチ・レース( <b>予選 5km</b> /決勝 10km)			
第28条	(ロード・レース種目) 1. ジュニアにおいては、使用する自転車のギア比を、男子、女子とも 7.93m に制限する。ただし、17 歳未満の競技者は 7.01m、15 歳未満は 6.10m、13 歳未満は 5.66m に制限する。 男子 U23、男子ジュニアと女子ジュニアのレース中には、チーム監督と競技者間の無線通信その他の遠隔通信は禁止される。  3. ワンデイ・ロード・レース ワンデイ・ロード・レースはチーム単位で行う。通常所属するチームと異なる単位で参加する場合は、統一したジャージを着用するが、その広告は通常付けているスポンサーを表示してよい。  18 歳の女子競技者は、ライセンスを発行した国内連盟の許可を前提に、ワールドカップを除くエリート女子のレースへの参加が許可される。 ワンデイ・ロード・レースの最大距離は以下のとおり。	(ロード・レース種目) <b>使用できる機材</b> ジュニアにおいては、使用する自転車のギア比を、男子、女子とも 7.93m に制限する。ただし、17 歳未満の競技者は 7.01m、15 歳未満は 6.10m、13 歳未満は 5.66m に制限する。 男子 U23、男子ジュニアと女子ジュニアのレース中には、チーム監督と競技者間の無線通信その他の遠隔通信は禁止される。 <b>男子エリートと女子エリートのレースにおいては、安全の確保と競技者への支援を目的として、下記の条件の下に競技の安全を損なわない通信および情報システムを使用してよい。</b> <b>- 無線機の出力は 5 ワットを超えないこと;</b> <b>- 通信の目的範囲は競技により占有される空間に限られること;</b> <b>- その使用は、競技者と監督および同チームの競技者間のやり取りに限られること。</b> <b>こうしたシステムの使用は、関連法律条項と、倫理と決定における競技者の自由を尊重した、思慮深さと道理に合ったものであることを条件とする。</b> ワンデイ・ロード・レース <b>ワンデイ・レースは、1 日の内に、1 回のスタートと 1 回のフィニッシュを行う競技である。</b> ワンデイ・ロード・レースはチーム単位で行う。通常所属するチームと異なる単位で参加する場合は、統一したジャージを着用するが、その広告は通常付けているスポンサーを表示してよい。 18 歳の女子競技者は、ライセンスを発行した国内連盟の許可を前提に、ワールドカップを除くエリート女子のレースへの参加が許可される。 ワンデイ・ロード・レースの最大距離は以下のとおり。			
	ME UCI プロツア	男子エリート	距離は UCI プロツア評議会が決定する	<b>ワールド・カレンダー UCI プロツア</b>	距離は UCI プロツア評議会が決定する
	世界	男子マスターズ 女子マスターズ	最大 150 km 最大 150 km	<b>ヒストリック</b>	<b>距離は理事会が決定する</b>
				<b>マスターズ・カテゴリの最長距離は下記による:</b>	
				年齢カテゴリ:	30-34   35-39   40-44   45-49   50-54   55-59   60-64   65-69   70+
				男子マスターズ	120 km   80 km   40 km
				女子マスターズ	80 km   40 km
4.	インディヴィデュアル・タイムトライアル・レース インディヴィデュアル・タイムトライアルにおける距離の基準は以下のとおり。 18 歳の女子競技者は、ライセンスを発行した国内連盟の許可を前提に、ワールドカップを除くエリート女子のレースへの参加が許可される。 ワンデイ・ロード・レースの最大距離は以下のとおり。	インディヴィデュアル・タイムトライアル・レース インディヴィデュアル・タイムトライアルにおける距離の基準は以下のとおり。 18 歳の女子競技者は、ライセンスを発行した国内連盟の許可を前提に、ワールドカップを除くエリート女子のレースへの参加が許可される。 ワンデイ・ロード・レースの最大距離は以下のとおり。			

カテゴリ		世界選手権大会 および オリンピック競技大会	その他の競技大会 における 最大距離		カテゴリ		世界選手権大会 および オリンピック競技大会	その他の競技大会 における 最大距離			
男子	ジュニア	20 km ~ 30 km	30 km		男子	ジュニア	20 km ~ 30 km	30 km			
	アンダー23	30 km ~ 40 km	40 km			アンダー23	30 km ~ 40 km	40 km			
	エリート	40 km ~ 50 km	80 km			エリート	40 km ~ 50 km	80 km			
	マスターズ	-	30 km								
女子	ジュニア	10 km ~ 15 km	15 km		女子	ジュニア	10 km ~ 15 km	15 km			
	エリート	20 km ~ 30 km	40 km			エリート	20 km ~ 30 km	40 km			
					<b>マスターズ・カテゴリの最長距離は下記による:</b>						
					年齢カテゴリ: 30-34 35-39 40-44 45-49 50-54 55-59 60-64 65-69 70+						
					男子マスターズ		40 km		30 km 20 km		
					女子マスターズ		30 km		20 km		
6. (5)	ステージ・レース ステージ・レースの最大期間 / 距離は UCI 規則に基づき以下による					ステージ・レース ステージ・レースの最大期間 / 距離は UCI 規則に基づき以下による					
	競技日程	1日平均 最大距離	ステージ 最大距離	個人タイムトライアル 最大距離	チームタイムトライアル 最大距離	競技日程	1日平均 最大距離	ステージ 最大距離	個人タイムトライアル 最大距離	チームタイムトライアル 最大距離	
	男子	エリート	180	260		80	エリート + アンダー23 (クラスHC,1,2)	180	240	60	60
		アンダー23	150	180	40 ハーフ・ステージ: 25	60 ハーフ・ステージ: 40	アンダー23 (クラス2)	150	180	40 ハーフ・ステージ: 15	50 ハーフ・ステージ: 35
		ジュニア	100	120	30 ハーフ・ステージ: 15	50 ハーフ・ステージ: 25	ジュニア	100	120	30 ハーフ・ステージ: 15	50 ハーフ・ステージ: 25
		マスターズ	120	160	30	50					
	女子	エリート	100	130	40	50	エリート	100	130		50
		ジュニア	60	80	15	20	ジュニア	60	80		20
	6) (7)	プロローグの距離は、1日あたりの平均距離算出時には考慮しない。					プロローグの距離と日数は、1日あたりの平均距離算出時には考慮しない。				
		(6) UCI 理事会の特別許可がある場合には、主催者は下記のステージを含めることができる 男子アンダー23およびマスターズの競技大会において、1ステージのみ 230km まで延長することができる。					UCI 理事会の特別許可がある場合には、主催者は下記のステージを含めることができる 男子アンダー23の競技大会において、1ステージのみ 230km まで延長することができる。				
(7) ハーフ・ステージ ハーフ・ステージ数の制限はプロローグを計算に入れず下記のとおり。					ハーフ・ステージ ハーフ・ステージ数の制限はプロローグを計算に入れず下記のとおり。						
競技日程		認められるハーフ・ステージ数				競技日程	認められるハーフ・ステージ数				
		6日未満のレース		6日以上			6日未満のレース		6日以上		
UCI プロツアー		ハーフ・ステージは禁止				ワールド・カレンダー	ハーフ・ステージは禁止				
男子エリート		2		4		男子エリート	2		4		
U23		2		4		U23	2		4		
女子エリート		2		ハーフ・ステージは禁止		女子エリート	2		ハーフ・ステージは禁止		
ジュニア		2		ハーフ・ステージは禁止		ジュニア	2		ハーフ・ステージは禁止		
第33条 2.	(その他競技種目)					(その他競技種目) <b>パラサイクリング種目</b> <b>ロード種目:</b> <b>ロード・レース</b> <b>個人ロード・タイムトライアル</b> <b>トラック種目:</b> <b>1km/500m タイムトライアル</b> <b>インディヴィデュアル・パーシュート</b> <b>タンDEM・スプリント</b> <b>チーム・スプリント</b>					
<b>第9章 制裁</b>											
第34条	(制裁の種類) 制裁の種類は次のとおり。					(制裁の種類) 制裁の種類は次のとおり。					

	警告 罰金 降格 失格 懲戒 懲戒には資格停止, ライセンス取消しを含む. 懲戒については本連盟が決定し公告する.	警告 <b>または戒告</b> 罰金 降格 失格 懲戒 懲戒には資格停止, ライセンス取消しを含む. 懲戒については本連盟が決定し公告する.
第36条	警告 1. コミセールまたは関係所管は, 小さな過失または誤りの行為による違反者に対して, 警告を言い渡すことができる. 6. 資格停止 (1) (3) 資格停止された登録者は, 資格停止期間ライセンスを返納しなければならない.	警告 <b>または戒告</b> コミセールまたは関係所管は, 小さな過失または誤りの行為による違反者に対して, 警告 <b>または戒告</b> を言い渡すことができる. 資格停止 <b>UCI アンチドーピング規則に拠る資格停止の結果の具体的な詳細は, UCI アンチドーピング規則の条項320 から 323 に規定される.</b> 資格停止された登録者は, 資格停止期間ライセンスを返納しなければならない. <b>資格停止された人は, 資格停止期間満了まで, ライセンスを返還されあるいは新しいライセンスを与えられることはなく, 現行規則またこれに従った決定により負わされた義務をすべて果たさないならば, いかなる資格においても自転車競技大会に参加することはできない.</b>

## 第12章 大会要項と参加手続き

第52条	(大会要項と参加手続き) 1. 主催者は, 大会要項のほか, その大会のプログラムまたはテクニカル・ガイドを作成しなければならない. プログラムまたはテクニカル・ガイドは, 競技運営について少なくとも下記の事項を示さなければならない. (2) 大会特別規則 ロード・レース ・ 大会のクラスおよび適用する UCI ポイント基準 ・ 参加者のカテゴリ ・ 1 チームあたりの競技者数(最多および最少) ・ 出走競技者登録とゼッケン配布の場所と時間 ・ 大会本部, アンチドーピング検査室の正確な場所 ・ ラジオ・タワー用無線の周波数 ・ 必要な情報を含む二次的順位付け (ポイント, 同順位時の手順, etc.) ・ 適用されるタイム・ボーナス ・ 完走の制限時間 ・ 第 2.6.028 条適用の丘の頂上でフィニッシュのステージ ・ 公式式典手順 ・ チーム・タイムトライアル・ステージの記録の個人順位へ算入方法 ・ オートバイによる機材サービスの存在 ・ タイムトライアルレースまたはステージにおける飲料補給場所と適用する条件 ・ タイムトライアルレースとプロローグにおけるスタート順の基準: この基準はチーム順を決定する; 各チームはその競技者のスタート順を決定する	(大会要項と参加手続き) 主催者は, 大会要項のほか, その大会のプログラムまたはテクニカル・ガイドを作成しなければならない. プログラムまたはテクニカル・ガイドは, 競技運営について少なくとも下記の事項を示さなければならない. 大会特別規則 ロード・レース ・ 大会のクラスおよび適用する UCI ポイント基準 ・ 参加者のカテゴリ ・ 1 チームあたりの競技者数(最多および最少) ・ 出走競技者登録とゼッケン配布の場所と時間 ・ 大会本部, アンチドーピング検査室の正確な場所 ・ ラジオ・タワー用無線の周波数 ・ 必要な情報を含む二次的順位付け (ポイント, 同順位時の手順, etc.) ・ 適用されるタイム・ボーナス ・ 完走の制限時間 ・ 第 2.6.028 条適用の丘の頂上でフィニッシュのステージ ・ 公式式典手順 ・ チーム・タイムトライアル・ステージの記録の個人順位へ算入方法 ・ オートバイによる機材サービスの存在 ・ タイムトライアルレースまたはステージにおける飲料補給場所と適用する条件 ・ タイムトライアルレースとプロローグにおけるスタート順の基準: この基準はチーム順を決定する; 各チームはその競技者のスタート順を決定する ・ <b>タイムトライアル・ステージにタイムトライアル専用自転車を使用できるかどうか</b>
------	---	--



	250	40	4	60	6	80	8	100	10	120	12	160	16	250	40	4	60	6	80	8	100	10	120	12	160	16																																								
	285.7	35	5	56	8	70	10	84	12	105	15	140	20	285.7	35	5	56	8	70	10	84	12	105	15	140	20																																								
	333	30	5	48	8	60	10	72	12	90	15	120	20	333	30	5	48	8	60	10	72	12	90	15	120	20																																								
	400	25	5	40	8	50	10	60	12	75	15	100	20	400	25	5	40	8	50	10	60	12	75	15	100	20																																								
	500	20	5	32	8	40	10	48	12	60	15	80	20	500	20	5	32	8	40	10	48	12	60	15	80	20																																								
第71条	<p>競技者(最多8名)は、動力付ペーサの後ろで周回した後、フィニッシュ前 600/700メートルでペーサがトラックを離れてからスプリントを競う。</p> <p>1. 競技は1回戦、敗者復活戦、2回戦、決勝を世界選手権大会においては次の表のように行う。</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">第1回戦</th> <th colspan="3">敗者復活戦</th> <th colspan="3">第2回戦</th> </tr> <tr> <th>組数</th> <th>各組人数</th> <th>1組あたり第2回戦への勝ち上がり人数</th> <th>組数</th> <th>各組人数</th> <th>1組あたり第2回戦への勝ち上がり人数</th> <th>組数</th> <th>各組人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>													第1回戦		敗者復活戦			第2回戦			組数	各組人数	1組あたり第2回戦への勝ち上がり人数	組数	各組人数	1組あたり第2回戦への勝ち上がり人数	組数	各組人数	4	7	2	4	5	1	2	6	<p>競技者(最多8名)は、動力付ペーサの後ろで周回した後、フィニッシュ前 600/700メートルでペーサがトラックを離れてからスプリントを競う。</p> <p>競技は1回戦、敗者復活戦、2回戦、決勝を <b>付表1 A1, 付表1A2</b> の表のように行う。</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th>トラック周長</th> <th>周回数</th> <th>ペーサ(トラック離脱位置)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>250</td> <td>8</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>287</td> <td>7</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>333.33</td> <td>6</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>400+&gt;</td> <td>5</td> <td>1.5</td> </tr> </tbody> </table>													トラック周長	周回数	ペーサ(トラック離脱位置)	250	8	2.5	287	7	2.5	333.33	6	2	400+>	5	1.5	
第1回戦		敗者復活戦			第2回戦																																																													
組数	各組人数	1組あたり第2回戦への勝ち上がり人数	組数	各組人数	1組あたり第2回戦への勝ち上がり人数	組数	各組人数																																																											
4	7	2	4	5	1	2	6																																																											
トラック周長	周回数	ペーサ(トラック離脱位置)																																																																
250	8	2.5																																																																
287	7	2.5																																																																
333.33	6	2																																																																
400+>	5	1.5																																																																
2.	(削除)													<p><b>基本構成要素として次のものを含むものとする。</b></p> <p>- 12 競技者;</p> <p>- 6 競技者 2 組による予選ラウンド;</p> <p>- 7 12 位決定戦;</p> <p>- 1 6 位決定戦。</p>																																																				
3.	<p>ペーサはスプリンター・ラインの内側を走り、スタート時は 30km/h、(250m トラックにおいては)少なくとも残り4周までに、徐々に 50km/h まで加速する。コミセールの指示に従い、原則としてフィニッシュの 600~700m 前で走路を離れる。</p> <p>ジュニア女子とエリート女子においては、それぞれの速度は 25km/h と 45km/h とする。</p>													<p>ペーサはスプリンター・ラインの内側を走り、スタート時は 30km/h、(250m トラックにおいては)少なくとも残り <b>1000m</b> までに、徐々に 50km/h まで加速する。コミセールの指示に従い、原則としてフィニッシュの 600~700m 前で走路を離れる。</p> <p>ジュニア女子とエリート女子においては、それぞれの速度は 25km/h と 45km/h とする。</p>																																																				
第72条	<p>(チーム・スプリント)</p> <p>チーム・スプリントは対戦する 2 チームが同時に、各競技者が1周ずつ先頭を走るレースである。</p> <p>男子競技は3競技者によるチームでトラックを3周する。</p> <p>女子競技は2競技者によるチームでトラックを2周する。</p>													<p>(チーム・スプリント)</p> <p>チーム・スプリントは対戦する 2 チームが同時に、各競技者が1周ずつ先頭を走るレースである。</p> <p>男子競技は3競技者によるチームでトラックを3周する。</p> <p>女子競技は2競技者によるチームでトラックを2周する。</p> <p><b>なお、500m トラックにおいては、男子 1.5 周、女子 1 周としてもよい。</b></p>																																																				
8.	<p>走路の内側に位置する競技者が、最初の周回は先頭を走る。その後、この競技者は外側に移動し、相手チームを妨害しないようにして走路外に出る。男子においては2番目の競技者も、次の周回の先頭を走り、同様に走路外に出る。</p>													<p>走路の内側に位置する競技者が、最初の周回 <b>(500m トラックにおいて 1.5/1 周で行う場合は最初の半周回)</b> は先頭を走る。その後、この競技者は外側に移動し、相手チームを妨害しないようにして走路外に出る。男子においては2番目の競技者も、次の周回 <b>(500m トラックにおいて 1.5/1 周で行う場合は次の半周回)</b> の先頭を走り、同様に走路外に出る。</p>																																																				
第73条	<p>(マディソン)</p> <p>1. 333.33m より小さいトラックにおいては最多 18 チーム、333.33m 以上のトラックにおいては最多 20 チームにより行う。</p>													<p>(マディソン)</p> <p>333.33m より小さいトラックにおいては最多 18 チーム、333.33m 以上のトラックにおいては最多 20 チームにより行う。</p> <p><b>競技は下記の表に示される、距離、周回数および中間スプリント数により行う:</b></p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">周長(m)</th> <th colspan="2">総周回数</th> <th colspan="2">スプリント回数</th> <th colspan="2">総距離(km)</th> </tr> <tr> <th>エリート男子</th> <th>ジュニア男子</th> <th>エリート男子</th> <th>ジュニア男子</th> <th>エリート男子</th> <th>ジュニア男子</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200</td> <td>125</td> <td>100</td> <td rowspan="5">5</td> <td rowspan="5">4</td> <td>25</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>250</td> <td>100</td> <td>80</td> <td>25</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>285.714</td> <td>90</td> <td>72</td> <td>25.71</td> <td>20.57</td> </tr> <tr> <td>333.33</td> <td>75</td> <td>60</td> <td>25</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>400</td> <td>65</td> <td>52</td> <td>26</td> <td>20.8</td> </tr> </tbody> </table>													周長(m)	総周回数		スプリント回数		総距離(km)		エリート男子	ジュニア男子	エリート男子	ジュニア男子	エリート男子	ジュニア男子	200	125	100	5	4	25	20	250	100	80	25	20	285.714	90	72	25.71	20.57	333.33	75	60	25	20	400	65	52	26	20.8
周長(m)	総周回数		スプリント回数		総距離(km)																																																													
	エリート男子	ジュニア男子	エリート男子	ジュニア男子	エリート男子	ジュニア男子																																																												
200	125	100	5	4	25	20																																																												
250	100	80			25	20																																																												
285.714	90	72			25.71	20.57																																																												
333.33	75	60			25	20																																																												
400	65	52			26	20.8																																																												

## 第15章 ロード・レース規則

<p>第85条 9.</p>	<p>(ワンデイ・ロード・レース) チーム・カーの順番は、以下のように定める： (1)女子エリートの競技 チーム監督会議に出席した，UCI登録チームとナショナル・チームの車両 チーム監督会議に出席した，その他のチームの車両 チーム監督会議に出席しなかったチームの車両 各グループ内の車両の順番は，チーム監督会議における抽選によって決める． (2)その他の競技 チーム監督・代表者会議に出席したチームのチーム・カーは，他のチームの前に並ぶ． 以上の2つのグループについて，チーム監督・代表者会議において抽選し，それぞれの中での順番を決める． すべての競技大会において，抽選は，エントリーしているチームの名を記した紙片を用いて行う．最初に引かれたチームを1番目とし，次に引かれたチームを2番目，...とする．</p>	<p>(ワンデイ・ロード・レース) チーム・カーの順番は，以下のように定める： (1) <b>チーム監督会議に出席し，第52条9.に定める時間内にスタートする競技者を確定したチームの車両</b> (2) <b>チーム監督会議に出席したが，時間内にスタートする競技者を確定しなかったチームの車両</b> (3) <b>チーム監督会議に出席しなかったチームの車両</b> (4) <b>各グループ内での順序は，チーム監督会議における抽選により決定する．</b> すべての競技大会において，抽選は，エントリーしているチームの名を記した紙片を用いて行う．最初に引かれたチームを1番目とし，次に引かれたチームを2番目，...とする．</p>
<p>第87条 7.</p>	<p>(インディヴィデュアル(個人)タイムトライアル・ロード・レース) 競技者は，タイム・キーパーの指示によりスタートしなければならない．タイム・キーパーはスタート時刻のカウント・ダウンをし，カウント・ダウンに引き続き競走の計時を開始する．スタートに遅れた競技者については，そのスタート予定時刻より計時開始する．</p>	<p>(インディヴィデュアル(個人)タイムトライアル・ロード・レース) 競技者は，タイム・キーパーの指示によりスタートしなければならない．タイム・キーパーはスタート時刻のカウント・ダウンをし，カウント・ダウンに引き続き競走の計時を開始する．スタートに遅れた競技者については，<b>スタータの指示する位置に静止してからスタートしなければならない</b>，そのスタート予定時刻より計時開始する．</p>
<p>第88条 1.</p>	<p>(ステージ・レース) 公平でスポーツとしてふさわしい基準に基づく各種順位を設ける． これらの順位として下記を例示する． ・個人総合時間順位 ・個人総合ポイント順位 ・団体総合時間順位 ・山岳賞 ・スプリント賞 ・その他(敢闘賞，新人賞等) これら順位に基づき，クラス5以下の競技においては4種のリーダー・ジャージ，それ以外の競技においては，6つのリーダー・ジャージを授与することができる．個人総合時間順位のリーダー・ジャージは義務付ける．</p>	<p>(ステージ・レース) 公平でスポーツとしてふさわしい基準に基づく各種順位を設ける． これらの順位として下記を例示する． ・個人総合時間順位 ・個人総合ポイント順位 ・団体総合時間順位 ・山岳賞 ・スプリント賞 ・その他(敢闘賞，新人賞等) これら順位に基づき，<b>ワールド・カレンダーの大会およびコンチネンタル・サーキットにおける男子エリートとU23のオー・クラス，クラス1</b>の競技においては4種のリーダー・ジャージ，それ以外の競技においては，<b>最多</b>6つのリーダー・ジャージを授与することができる．個人総合時間順位のリーダー・ジャージは義務付ける．</p>
<p>19.</p>	<p>フィニッシュの時間制限は，ステージの性格に合わせて各大会特別規則において定める．</p>	<p>フィニッシュの時間制限は，ステージの性格に合わせて各大会特別規則において定める． <b>コミセール・パネルは，主催者との協議後，フィニッシュ制限時間を延長できる．</b> <b>時間制限を越えた競技者に，チーフ・コミセールによって第2のチャンスが与えられた場合に，これらの競技者がポイント順位に入っていたなら，当該ステージにおける勝者に与えられたと等価のポイントが，彼らの個人総合ポイント順位から差し引かれる．</b></p>

## 第16章 シクロクロス規則

### 第91条 (シクロクロス)

シクロクロスについては、UCI 競技規則第5部に準ずる。

マスターズとなる場合を除き、その翌暦年の1月1日にライセンス所持者が属するカテゴリは、全シーズンにわたりその競技者が競技に参加するときに適用される。

UCI世界選手権大会、UCIワールドカップおよび、国内連盟の定めるところにより国内選手権を除き、別開催の男子U23競技がない場合には男子U23競技者は男子エリートの競技に参加できる。

女子ジュニアと女子エリート競技者は同一の競技に参加する。

- 少なくともフィニッシュ・ラインの手前100mから、50m過ぎまで保護柵を設けなければならない。

### (シクロクロス)

シクロクロスについては、UCI 競技規則第5部に準ずる。

**マスターズ・カテゴリに規定される場合を除き、シーズンを通じた全レースにおいて適用されるカテゴリは、翌年1月1日に当該競技者が属するカテゴリとする。**

UCI世界選手権大会、**別開催の男子U23競技を含む**UCIワールドカップおよび、国内連盟の定めるところにより国内選手権を除き、別開催の男子U23競技がない場合には男子U23競技者は男子エリートの競技に参加できる。

女子ジュニアと女子エリート競技者は同一の競技に参加する。

- 少なくともフィニッシュ・ラインの手前100mから、50m過ぎまで保護柵を設けなければならない。

**競技者が両方向に走行するコースの近接箇所は安全ネットにより分離されなければならない。使用される安全ネットには1cm x 1cmを超える開孔があってはならない。**

**大観衆が予想される場合、コースの高難度箇所には、下記に示すような安全エリアを観客とコースの間に設けなければならない。**



**ゾーンA部分は最少75cm幅でなければならない。針金柵(有刺その他)および金属杭(広告幕に使用するものを含み)のような、危険物をコース沿いに使用することは禁止される。コースは、競技者に危険をもたらすいかなる物も迂回しなければならない。**

**レースのスタートの5分前以降、レースの競技者以外のいかなる者もコースを走行してはならない。**

**主催者は、コースに最少4箇所の観客用の横断箇所を設定しなければならない。横断箇所には両側に立哨員を配置しなければならない。**

**レース主催者は、競技および公式トレーニング時において、競技者と観客の安全を確保するために十分な立哨員を配置しなければならない。**

- 競技者の集合場所(点呼地点)を、スタート・ラインの後方に設け印をつけなければならない。スタート・ラインに直角に、幅75cm、長さ10mの8つのレーンを、競技者のスタート順による整列のために設けなければならない。

- 競技者の集合場所(点呼地点)を、スタート・ラインの後方に設け印をつけなければならない。スタート・ラインに直角に、幅75cm、長さ10mの8つのレーンを、競技者のスタート順による整列のために設けなければならない。(付表9-1参照)

- スタート区間は長さ200m以上、幅6m以上でなければならない。スタート区間は可能な限り直線とし、下り勾配があってはならない。また、最初のカーブは90度以下でなければならない。スタートの直線区間の後に最初にコース幅が狭くなる地点あるいは最初の障害物は、突然のものでなく、競技者全員が容易に通過できるようなものでなければならない。

- スタート区間は長さ200m以上、幅6m以上でなければならない。スタート区間は可能な限り直線とし、下り勾配があってはならない。また、最初のカーブの**角度**は90度以下でなければならない。スタートの直線区間の後に最初にコース幅が狭くなる地点あるいは最初の障害物は、突然のものでなく、競技者全員が容易に通過できるようなものでなければならない。**スタ**

<p>21. ピットはスピードがあまり生じない場所に設置し、石の多いコースまたは下り勾配は避ける。ピットには、人工障害物を設けないものとする。各周回で、競技者が極めて相互に近い2点を通る場合、ダブルピットとして知られる、1箇所のピットをその場所に設置できる。2003年9月1日以降、国内選手権大会において、ダブルピット設置は義務付けられる。</p> <p>29. 棄権した競技者は、直ちにボディ・ナンバーとアーム・バンドを外さなければならない。棄権した競技者は直ちにコースを離れ、フィニッシュラインを通過してはならない。<u>この競技者はリザルトに「DNF」(フィニッシュせず)として記録され、この大会においていかなるポイントも与えられない。</u></p> <p>30. 最後の周回に入る前に追抜かれた競技者はその後でフィニッシュラインを通過する際にレースから離れなければならない。この競技者は、レースの半分を超えてから追抜かれたなら、順位を与えられる。競技の最後の周回中に追抜かれた競技者は、フィニッシュ前のストレートが始まる場所で停止しなければならない。そしてその順により最終順位が与えられる。</p>		<p><u>ートの横断幕は、スタートライン上最低 2.5m に、スタート区間の全幅員に渡り設けなければならない。</u></p> <p>ピットはスピードがあまり生じない場所に設置し、石の多いコースまたは下り勾配は避ける。ピットには、人工障害物を設けないものとする。各周回で、競技者が極めて相互に近い2点を通る場合、ダブルピットとして知られる、1箇所のピットをその場所に設置できる。2003年9月1日以降、国内選手権大会において、ダブルピット設置は義務付けられる。<b>(付表 9-2, 9-3 参照)</b></p> <p>棄権した競技者は、直ちにボディ・ナンバーとアーム・バンドを外さなければならない。棄権した競技者は直ちにコースを離れ、フィニッシュラインを通過してはならない。<u>この競技者はリザルトに「DNF」(フィニッシュせず)として記録され、この大会においていかなるポイントも与えられない。</u></p> <p>最後の周回に入る前に追抜かれた競技者はその後でフィニッシュラインを通過する際にレースから離れなければならない。<u>この競技者はリザルトに優勝者からの遅れ周回数を付して記録される。</u></p> <p>競技の最後の周回中に追抜かれた競技者は、フィニッシュ前のストレートが始まる場所で停止しなければならない。そしてその順により最終順位が与えられる。</p>
--	--	---

**第17章 マウンテンバイク規則**

<p>第92条 (マウンテンバイク規則)</p> <p>1. 総則</p> <p>(1) 年齢カテゴリと参加</p> <p>マスターズ: マスターズ・ライセンスを所持する 30 歳以上の競技者は、下記の例外を除いて、UCI 国際マスターズ競技日程上のマウンテンバイク競技に参加を許される。</p> <p>1. 当該年において、マウンテンバイク・マラソン世界選手権大会とワールドカップ・マラソン大会を除く、地域競技大会あるいはコモンウェルス大会の国際競技日程上の大会に参加した競技者。</p> <p>2. 当該年において、UCI 登録チームのメンバーである競技者。</p> <p>(4) 競技大会手順</p> <p>器材</p> <p>1. 無線機その他の遠隔通信手段を競技者が使用することは禁止する。</p> <p>2. タイヤに金属スパイクあるいはねじをつけることは許可しない。</p> <p>2. クロスカントリー競技</p> <p>(1) レースの特性</p> <p>クロスカントリー・マラソン – XCM</p> <p>1. <u>クロスカントリー・マラソン形式のクロスカントリー競技の競技距離は下記の最小値を尊重しなければならない:</u></p> <table border="1" data-bbox="311 1948 893 2085"> <tr> <td></td> <td>最短距離</td> </tr> <tr> <td>マラソン</td> <td>60 km</td> </tr> <tr> <td>ワールドカップ・マラソン</td> <td>80 km</td> </tr> <tr> <td>大陸選手権大会</td> <td>80 km</td> </tr> </table>		最短距離	マラソン	60 km	ワールドカップ・マラソン	80 km	大陸選手権大会	80 km		<p>(マウンテンバイク規則)</p> <p>総則</p> <p>年齢カテゴリと参加</p> <p>マスターズ: マスターズ・ライセンスを所持する 30 歳以上の競技者は、下記の例外を除いて、UCI 国際マスターズ競技日程上のマウンテンバイク競技に参加を許される。</p> <p>1. 当該年において、マウンテンバイク・マラソン世界選手権大会を除く、地域競技大会あるいはコモンウェルス大会の国際競技日程上の大会に参加した競技者。</p> <p>2. 当該年において、UCI 登録チームのメンバーである競技者。</p> <p>競技大会手順</p> <p>器材</p> <p>1. 無線機その他の遠隔通信手段を競技者が使用することは禁止する。</p> <p>2. タイヤに金属スパイクあるいはねじをつけることは許可しない。</p> <p>3. <u>競技に使用する自転車はマウンテンバイクの公式標準に従っていないなければならない。</u></p> <p>クロスカントリー競技</p> <p>レースの特性</p> <p>クロスカントリー・マラソン – XCM</p> <p>マラソン形式の競技距離は下記の最小値を尊重しなければならない:</p> <table border="1" data-bbox="909 1915 1516 2085"> <tr> <td></td> <td>最短距離</td> </tr> <tr> <td>マラソン</td> <td>60 km</td> </tr> <tr> <td>大陸選手権大会</td> <td>80 km</td> </tr> <tr> <td>世界選手権大会</td> <td>80 km</td> </tr> <tr> <td>最長距離は 120km とする。</td> <td></td> </tr> </table>		最短距離	マラソン	60 km	大陸選手権大会	80 km	世界選手権大会	80 km	最長距離は 120km とする。	
	最短距離																			
マラソン	60 km																			
ワールドカップ・マラソン	80 km																			
大陸選手権大会	80 km																			
	最短距離																			
マラソン	60 km																			
大陸選手権大会	80 km																			
世界選手権大会	80 km																			
最長距離は 120km とする。																				

世界選手権大会 80 km  
 最長距離は 120km とする。  
 コースには、レース残距離を示す距離標示を 10km  
 ごとに記さなければならない。  
 コースには、競技者が 2 度通過する箇所を含んでは  
 ならない。スタートおよびフィニッシュ・ラインの  
 み、同一場所に位置してよい。

(5) 飲食料の補給

コースには、レース残距離を示す距離標示を 10km  
 ごとに記さなければならない。  
 コースには、競技者が 2 度通過する箇所を含んでは  
 ならない。スタートおよびフィニッシュ・ラインのみ、同  
 一場所に位置してよい。

飲食料の補給- 補給/技術支援ゾーン

図1: 補給/技術支援ゾーン・片側式



図2: 補給/技術支援ゾーン・対向式

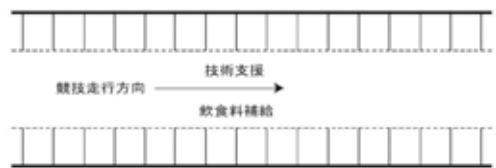
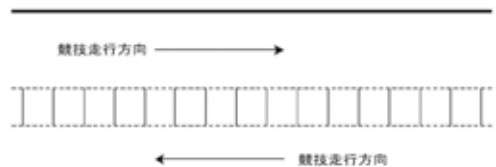


図3: 補給/技術支援ゾーン・両側式



(8) 競技大会手順

順位

2. 周回遅れとなった競技者は、周回遅れとされた周回を完了し、フィニッシュ・ストレートが始まる前に位置する退避路、または条項 4.2.061 が適用される場合はこの規則に説明される"80%"ゾーンを経てレースから離れなければならない。これら競技者はリザルトにおいてレースを離れた順と不足周回数をもって示される。

3. ダウンヒル競技

(1) 競技の運営

1. 独走形式とする。次のいずれかの方法をとる：
  - 特別競技規則に規定された予定数の競技者が決勝進出を認められる準決勝と呼ばれる、予選走行方式。決勝において最速の競技者が勝者となる（ワールドカップに用いられる方式）。

(3) 衣服と保護具

1. コース上でのレースおよびトレーニングの両方で公認フルフェイス・ヘルメットを着用しなければならない。
2.
  - 背、ひじ、ひざおよび肩の堅い材質でできたプロテクター
  - すねおよび腿のパッド
  - プロテクター付きの長タイツ
  - 長袖シャツ
  - 指先までである手袋。

競技大会手順

順位

2. 周回遅れとなった競技者は、周回遅れとされた周回を完了し、フィニッシュ・ストレートが始まる前に位置する退避路、または **第 92 条 2.(8) 3.** が適用される場合はこの規則に説明される"80%"ゾーンを経てレースから離れなければならない。これら競技者はリザルトにおいてレースを離れた順と不足周回数をもって示される。

ダウンヒル競技

競技の運営

1. 独走形式とする。次のいずれかの方法をとる：
  - 特別競技規則に規定された予定数の競技者が決勝進出を認められる **予選ラウンド** と呼ばれる、予選走行方式。決勝において最速の競技者が勝者となる（ワールドカップに用いられる方式）。

衣服と保護具

1. コース上でのレースおよびトレーニングの両方で公認フルフェイス・ヘルメットを **正しく** 着用しなければならない。 **ヘルメットにはパイザーをつけなければならない。オープン・フェイス形式のヘルメットは着用できない。**
2.
  - 背、ひじ、ひざおよび肩の堅い材質でできたプロテクター
  - **首筋と頸部の脊椎骨のための保護具；**
  - すねおよび腿のパッド
  - **引裂きに強い材質で膝とふくらはぎの保護具と一体となった幅広の長ズボン、または引裂きに強い材質の幅広の半ズボンに硬質の表面の膝とふく**

4. フォア・クロス競技  
(2) 競技の運営  
3. 予選ラウンドは、各競技者によるコースでの計時走行の形態をとる。エントリーしても予選ラウンドに参加しなかった競技者は失格となる。  
競技者はスタート・リストで決められた順に、スタート・コミセールの指示によりスタートしなければならない。女子は男子の前にスタートしなければならない。
4. メイン・イベントの第 1 ラウンドに参加資格を得る競技者の数は、3 または 4 名で構成できるヒート数により決定する。  
最多 16 ヒート(最多 64 競技者)まで可能である。  
予選ラウンドに 64 名に満たない競技者が参加する場合、ヒートあたり 3 または 4 名の最少数を尊重しつつ、ヒート数を 16, 8, 4 または 2 とすることができる。  
予選ラウンドにおける競技者数は 6 名未満であってはならず、6 名未満なら 4X 競技は行わない。
6. 各ヒートの競技者は、ラウンドあたり 1 回のみ走行する。各ヒートにおいて 3 位と 4 位の競技者は除外される。1 位と 2 位の競技者は次のラウンドの参加資格を得る。
7. 決勝ラウンドに加えて、第 5 位から第 8 位を決定するために最後から 2 番目のラウンドでの敗者によりマイナー決勝を行う。
8. 8 位より下位の競技者は、彼らが達したラウンドと予選タイムを基に順位付けられる。

- らはぎのプロテクタをつける。**
- 長袖シャツ
  - 指先まである手袋。
- 伸縮性のある材質のタイト・フィットの衣類は許可されない。**
- フォア・クロス競技  
競技の運営  
予選ラウンドは、各競技者によるコースでの計時走行の形態をとる。**予選参加者間で同順位となった場合、直近の UCI 個人 4X ランキングにより順位差をつける。当該競技者のランキングがない場合、順位付けのために抽選する。**エントリーしても予選ラウンドに参加しなかった競技者は失格となる。  
競技者はスタート・リストで決められた順に、スタート・コミセールの指示によりスタートしなければならない。女子は男子の前にスタートしなければならない。  
**予選ラウンドに使用するレース・ナンバーは、直近の UCI 個人 4X ランキングを基に、65 から始まる連続番号とする。**
- メイン・イベントの第 1 ラウンドに参加資格を得る競技者の数は、3 または 4 名で構成できるヒート数により決定する。  
最多 16 ヒート(最多 64 競技者)まで可能である。  
予選ラウンドに 64 名に満たない競技者が参加する場合、ヒートあたり 3 または 4 名の最少数を尊重しつつ、ヒート数を 16, 8, 4 または 2 とすることができる。  
予選ラウンドにおける競技者数は 6 名未満であってはならず、6 名未満なら 4X 競技は行わない。  
**メイン・イベント用のレース・ナンバーは、予選ラウンドの結果を基として割当てる; 予選ラウンドで最良のタイムの者を 1 番として以下順番に附番する。**
- 決勝に参加資格を得た核競技者は順位付けられる。上位 4 者の順位(1~4 位)は決勝ラウンドの順位により決定する。**  
**次の 4 者の順位(5~8 位)はマイナー決勝ラウンドの順位により決定する。**  
**8 位より下位の競技者の順位は達したラウンド(1/4 決勝, 1/8 決勝, 1/16 決勝)により決定し、ラウンド内での順位は予選タイムにより決定する。**  
**非完走結果マーク(IRM)間の順位付け**  
**1. IRM のついた競技者の順位は達したラウンドにより決定する;**  
**2. IRM の類別による順番は、DNF, DSQ, DNS の順である;**  
**3. IRM において同順位の場合、予選タイムにより順位付ける。**  
**フィニッシュ・ジャッジは、各走行後に計時チームに正確な順位を提供しなければならない。**

13.	<p>(3) 理想的には、コースは一定の斜度を持った中程度の斜面上に設定されるべきである。コースはまた、ジャンプ、こぶ、バンク付きのコーナー、土盛り、くぼみ、自然の平坦地およびその他特殊な点の混合を含まねばならない。バンクなしのコーナーを含んでよい。競技者がペダルを踏む必要があるような登りはあってはならない。</p> <p>1. コースは4人の競技者が横に並び、さらに追い抜きに十分な幅も必要である。</p>	<p><b>第92条項3.(3)1および2に明記する衣服と保護具を着用すること。</b></p> <p>理想的には、コースは一定の斜度を持った中程度の斜面上に設定されるべきである。コースはまた、ジャンプ、こぶ、バンク付きのコーナー、土盛り、くぼみ、自然の平坦地およびその他特殊な点の混合を含まねばならない。バンクなしのコーナーを含んでよい。競技者がペダルを踏む必要があるような登りはあってはならない。</p> <p>コースは4人の競技者が横に並び、さらに追い抜きに十分な幅も必要である。</p> <p><b>コースには、第92条項2.(3)6.の図に従って完全に印をつけなければならない(ゾーンAおよびゾーンB)。ゾーンAはコースから少なくとも2m離れ、最小2の幅がなければならない。</b></p>
<b>第21章 随行車両</b>		
第97条	<p>(随行車両)</p> <p>2. 前項における10のナショナル・チーム・カーの配列順序は下記により抽選で決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 出場競技者が10名以上いる国の車両</li> <li>2. 出場競技者が5名から9名いる国の車両</li> <li>3. 出場競技者が5名以下の国で、その参加数に応じてグループ化した国々の車両</li> <li>4. 各グループ内での順序は最新のUCI国際ランキングにより決める。数カ国をグループ化した車両においては、もっともランキング上位の国を基準とする。</li> </ol>	<p>(随行車両)</p>
<b>第23章 アンチドーピング・コントロール</b>		
第99条	<p>(アンチドーピング・コントロール)</p> <p>本規則は、UCI(世界自転車競技連合)アンチドーピング規則・WADA(世界アンチドーピング機構)・JADA(日本アンチドーピング機構)規程に基づき、競技者が禁止薬物または別の方法でドーピングを行ったのかを決定することを目的に本連盟が国内競技日程の大会において実施するアンチドーピング検査に適用する。以下に明記されない事項については、全てUCIアンチドーピング規則を適用する。JCF規則において「アンチドーピング規則」とは、当第99条を意味する。</p> <p>自転車競技への参加者は、たとえ自分の競技結果、自分の健康状態に何の影響もないと考えていようとも、禁止薬物または別の方法でドーピングをしないという約束が求められている。</p> <p>1. ドーピングの定義</p> <p>ドーピングとは、以下に定められた一つあるいは複数のアンチドーピング規則違反が発生することをいう。</p> <p>(1) 競技者の生体からの検体に、禁止物質、あるいはその代謝物またはマーカ(化合物、化合物の集合体または生物学的パラメーターであって、禁止物質または禁止方法の使用を示すものをいう。)が存在すること。</p> <p>禁止物質が体内に入らないようにすることは、各競技者が自ら取り組まなければならない責務である。自己の生体からの検体に禁止物質、その代謝物またはマーカ(化合物、化合物の集合体または生物学的パラメーターであって、禁止物質または禁止方法の使用を示すものをいう。)の存在が確認された場合、その競技</p>	<p>(アンチドーピング・コントロール)</p> <p><b>本規則は、UCI(世界自転車競技連合)以外のアンチドーピング機関が発議し、UCIアンチドーピング規則に拠らずにアンチドーピング・コントロールが行なわれる際に、WADA(世界ドーピング防止機構)の世界ドーピング防止規程および検査に関する国際基準、JADA(日本アンチドーピング機構)の日本ドーピング防止規程を、自転車競技の現場において補完するものである。</b></p> <p>自転車競技への参加者は、たとえ自分の競技結果、自分の健康状態に何の影響もないと考えていようとも、<b>禁止物質ならびに禁止方法等</b>を行使して<b>ドーピングを行わない</b>というという約束が求められている。</p> <p><b>1. 当アンチドーピング規則はすべての本連盟ライセンス所持者に適用する。</b></p> <p><b>さらに、当規則は以下に規定するその他の競技者、競技者支援要員、または組織その他団体(以下“人”という)にも適用する。</b></p> <p><b>(1) 競技者、コーチ、トレーナー、監督、チーム監督、チーム・スタッフ、代理人、役員、医療スタッフあるいは親を含むいかなる資格においても、ライセンスを所持しないで自転車競技会に参加する人; および</b></p> <p><b>(2) クラブ、トレードチーム、国内連盟、その他の組織の枠組みから、準備または競技者支援のために、ライセンスを所持しないでスポーツ競技に参加する人</b></p> <p><b>(競技会時検査)</b></p> <p><b>2. 国際競技大会</b></p>

者が責任を負う。したがって、第99条1. にいうアンチドーピング規則違反を立証する場合、競技者側の意図、過失、不注意または故意の使用の存在を示す必要はない。

警告: 1) 競技者は、成分を知らない物質、食品、栄養補助食品または飲料の使用を差し控えなければならない。製品上に示された成分が必ずしも完璧なわけでないことは強調されなければならない。製品にはその成分表に含まれない禁止物質が含まれていることがある。

2) 医療処置は、治療目的使用が条件を満たす場合を除き、禁止物質あるいは禁止方法の使用の弁明にはならない。

禁止リストに上限値が明記されている物質を除き、競技者の検体から禁止物質、あるいは代謝物またはマーカが検出された場合、その量の多少にかかわらず、アンチドーピング規則違反が成立する。

第99条1. に示された一般原則の例外として、禁止リストには、内因性の禁止物質の評価に関して特別の基準を定めることができる。

(2) 禁止物質・禁止方法を使用すること、または使用を企てること

禁止物質または禁止方法の使用の成否は、重要ではない。アンチドーピング規則違反は、禁止物質または禁止方法を使用したこと、または使用の企てたことにより成立する。

(3) 検体採取を回避すること、あるいは当アンチドーピング規則下に権限を与えられた通知を受けたあとに、検体採取を受けない、もしくは正当な理由なく検体採取を、あるいは第99条8. (3)に言及される競技者に関しては検体採取のために検査室に来ることを拒否すること。

(4) 競技者が競技外検査を受ける場合に関連する義務に違反すること。

(5) ドーピング・コントロールのいかなる部分においても干渉・改ざんする、または干渉・改ざんを企てること。

(6) 禁止物質および禁止方法を所持すること。

時期または場所を問わず、第99条1. (6) に示される禁止物質または禁止方法を競技者が所持すること。ただし、正当な理由に基づいて治療目的の適用措置が付与されており、所持の様態が当該適用措置に基づいている旨を競技者が立証した場合は、この限りではない。

競技者、競技またはトレーニングに関係する競技支援要員が、以下の第99条1.

(1) 日本国内で開催される国際競技大会における競技会時検査を UCI が発議し、本連盟に検査の管理を要請した場合、当該大会に参加する競技者は、UCI アンチドーピング規則の下に行なう競技会時検査を受けなければならない。

(2) 日本国内で開催される国際競技大会における競技会時検査を UCI が発議しない場合、本連盟は競技会時検査を発議し、管理する権限がある。この場合、当該大会に参加する競技者は、UCI アンチドーピング規則の下に行なう競技会時検査を受けなければならない。

(3) UCI 以外のアンチドーピング機関が国際競技大会における検査実施を望み、UCI の同意がない場合、この機関は世界ドーピング防止規程条項 15.1.1 の条件下に世界アンチドーピング機構(以下 WADA という)よりこの検査を行う権限を与えられる。この場合、ドーピング・コントロールはそのアンチドーピング機関によりその規則に従って実施される。

### 3. 国内競技大会

国内競技大会に参加する競技者は、本連盟あるいは日本アンチドーピング機構(以下 JADA という)その他のアンチドーピング機関が競技会時検査を発議し、管理する場合、その検査を受けなければならない。

この場合、ドーピング・コントロールは JCF および JADA の規則に従って実施される。

#### (競技会外検査)

4. 競技者は、資格停止あるいは暫定的資格停止に服している期間および引退状態から競技への復帰に先立つ期間中を含み、競技会外検査に服さなければならない。

UCI または JCF が競技会外検査を発議し、実施する場合、ドーピング・コントロールは UCI アンチドーピング規則の下に行なわれる。

UCI/JCF 以外のアンチドーピング機関が競技会外検査を発議する場合、ドーピング・コントロールはそのアンチドーピング機関によりその規則に従って実施される。

#### (スポーツからの引退)

5. 結果管理過程の進行中にライセンス保持者が自転車競技から引退する場合、結果管理手続きまたは聴聞手続き実施中のアンチドーピング機関は、当該結果管理および/または聴聞過程を完了させる権限を保有し続ける。仮に、ライセンス保持者が結果管理過程の開始前に引退する場合、ライセンス保持者がアンチドーピング規則に違反した時点においてライセンス保持者の結果の管理に責任を持っていたアンチドーピング機関が、UCI の欠席管轄権を損なうことなく結果の管理を実施する権限を有する。

#### (ドーピングの定義)

6. ドーピングとは、次項に定められた一つあるいは複数のアンチドーピング規則違反が発生することをいう。ライセンス所持者は、アンチドーピング規

(6) に示される禁止物質または禁止方法を所持していること。ただし、正当な理由に基づいて治療目的の適用措置が競技者に対して付与されており、所持の態様が当該適用措置に基づいている旨を競技支援要員が立証した場合は、この限りではない。

所持に関しては、禁止リストの下記カテゴリの物質または方法は禁止される：

禁止物質のカテゴリ：

- S1. 蛋白同化剤
- S2. ペプチドホルモン
- S3. ベータ-2 作用薬
- S4. 抗エストロゲン作用を有する物質
- S5. 隠蔽剤

禁止方法のカテゴリ：

- M1. 酸素運搬の増進
- M2. 薬理的、化学的または物理的操作
- M3. 遺伝子ドーピング

- (7) 禁止物質・禁止方法の不法取引を実行すること。
- (8) 競技者に対して禁止物質または禁止方法を投与・使用すること、または投与・使用を企てること、アンチドーピング規則違反を伴う形で支援、助長、援助、教唆、隠蔽などの共犯関係があること、またはこれらを企てる行為があること。

## 2. 禁止リスト

- (1) 当アンチドーピング規則は、WADA により世界アンチドーピング規程第 4.1 条に記述されるように発行され改訂される禁止リストを包含する。UCI は、UCI ニュース公報においても最新の禁止リストを公表する。

解説：1) 現在有効な禁止リストはUCIウェブサイト [www.uci.ch](http://www.uci.ch) およびJADAウェブサイト [www.anti-doping.or.jp](http://www.anti-doping.or.jp) で見ることができる。

- 2) 禁止物質または禁止方法のカテゴリに関する禁止リストの大部分は、そのカテゴリ下に限られた数の物質と方法しか掲げていないが、列挙されている以外の物質や方法も、各カテゴリに掲げているものと同様に禁止する。

- 3) 禁止リストはスポーツ規則に関連する。禁止リスト上の相当数の物質が、多くの国々の国内法で使用、所有あるいは不正取引が禁止あるいは規制される。刑事罰が科され得る。禁止リストにおいて禁止していない物質あるいは方法も国内法規により禁止あるいは規制され得る。

- (2) 禁止リストまたは改訂版において特別の定めがある場合を除き、UCI による特別の行為を要せずに、当該禁止リストおよび改訂版の効

**則違反の構成要件、禁止表に掲げられた物質と方法を知る責任を負わなければならない。**

## 7. **以下に掲げるものがアンチドーピング規則違反を構成する：**

- (1) **競技者の生体からの検体に、禁止物質、あるいはその代謝物またはマーカーが存在すること。**
- (2) **競技者が禁止物質・禁止方法を使用すること、または使用を企てること。**
- (3) **検体採取を回避すること、あるいは当アンチドーピング規則下に権限を与えられた通知を受けたあとに、検体採取を受けない、もしくは正当な理由なく検体採取を回避すること。**
- (4) **競技者が競技会外検査への競技者の参加に関する適切な要請に違反すること。検査未了の回数または居場所情報未提出の回数が、UCI または競技者を所轄するアンチドーピング機関により決定された 18 ヶ月以内の期間に単独でまたはあわせて 3 度に及んだ場合には、アンチドーピング規則違反を構成する。**
- (5) **ドーピング・コントロールの一部に不当な改変を施し、または不当な改変を企てること。**
- (6) **禁止物質および禁止方法を保有すること。**
- (7) **禁止物質もしくは禁止方法の不正取引を実行し、または不正取引を企てること。**
- (8) **競技会時において、競技者に対して禁止物質もしくは禁止方法を投与すること、もしくは投与を企てること、競技会外において、競技者に対して競技会外で禁止されている禁止物質もしくは禁止方法を投与すること、もしくは投与を企てること、またはアンチドーピング規則違反を伴う形で支援し、助長し、援助し、教唆し、隠蔽し、もしくはその他の形で違反を共同すること、またはこれらを企てること。**

**禁止物質もしくは禁止方法を投与することは、当アンチドーピング規則に従って定められた TUE(治療目的使用の適用措置)に関する条項に合致する限りにおいて、アンチドーピング規則違反とはみなされない。**

## 8. **当アンチドーピング規則は、WADA により規程第 4.1 条に記述されるように発行され改訂される禁止表を包含する。**

**(治療目的使用の適用措置)**

## 9.

- (1) **治療目的使用の適用措置(TUE)とは、他の状況では使用が禁止される禁止表上の物質または方法の、治療目的のための使用の許可であり、UCI アンチドーピング規則の第 IV 章に定められる条件と手続きに従って認められる。禁止薬物と禁止方法の存在、使用、保有または投与の許可のためには、他の状況下では前述の 7 項の下にアンチドーピング規則違反に帰せられるこうした存在、使用、保有または管理は、その第 IV 章に従って与えられ認められる TUE に一致していなければならない。**
- (2) **禁止物質・禁止方法の使用を要する医学的状**

力は、WADA による WADA ウェブサイト www.wada-ama.org 上での禁止リストの公表から 3 ヶ月後に当アンチドーピング規則に基づいて発生する。

- (3) 禁止リストに盛り込まれる禁止物質および禁止方法に関する WADA の判断は最終的なものであり、ライセンス所持者が異議を唱えることはできない。

### 3. 治療目的使用の適用措置

- (1) 禁止物質・禁止方法の使用を要する医学的状态にある旨の文書を所持している競技者は、国際競技大会への参加を計画していない場合は、国内競技大会への参加に先立ち、日本アンチドーピング機構 (JADA) から治療目的使用の適用措置 (TUE) を取得しなければならない。こうした TUE 取得手続きは JADA の規則によって管理する。
- (2) 禁止物質・禁止方法の使用を要する医学的状态にある旨の文書を所持しているジュニアあるいはマスターズ・カテゴリ以外の競技者は、国際競技大会への参加に先立ち、その競技者が事前に JADA から治療目的使用の適用措置 (TUE) を受けていたとしても、TUE を UCI より取得しなければならない。

### 4. 治療目的使用の適用措置の付与に関する基準

以下の条項は、国際競技大会への参加を計画していない競技者に適用する。

治療目的使用の適用措置 (TUE) は、下記の基準が厳格に満たされている場合のみ付与する。

- (1) 国内競技大会に参加する 21 日前までに TUE の申請を、JADA の提供する書式により JCF を通じ JADA に対して競技者が行っていること。
- (2) 急性または慢性の病状を治療する過程において禁止物質または禁止方法を用いなかった場合に、当該競技者が深刻な障害を受けること。
- (3) 当該禁止物質または禁止方法を治療目的で使用することにより、競技能力の強化 (ただし、正当な病状治療を経て健康状態に回復することから予想されるものは除く) が生じないこと。禁止物質または禁止方法を用いて「正常下限」レベルの内因性ホルモンを増加させることは、妥当な治療措置であるとは見なされない。
- (4) 当該禁止物質または禁止方法を使用する以外に、適正な治療法が存在しないこと。
- (5) 当該禁止物質または禁止方法を使用の必要性は、当該禁止物質または禁止方法の治療目的以外で全面的あるいは一部使用したことの継続となっていないこと。
- (6) TUE の申請が事後承認であると見なされないこと。ただし、下記いずれかの条件が満たされている場合は、この限りではない。

緊急治療または急性病状の治療が必要である場合

態にある旨の文書を所持している競技者は、禁止物質または禁止方法の使用、保有または投与に先立って、治療目的使用の適用措置 (TUE) を取得しなければならない。

- (3) UCI の検査対象者登録リストに含まれる競技者は、JADA から TUE を受取っていたとしても、UCI から TUE を取得しなければならない。
- (4) UCI の検査対象者登録リストに含まれない競技者は、JADA から TUE を取得しなければならない。

(治療目的使用の適用措置 (TUE) の付与に関する基準)

### 10. TUE は、下記の基準が厳格に満たされている場合のみ付与される。

- (1) 承認を必要とするときより 21 日前までに TUE の申請を、UCI の提供する書式により競技者が行っていること。
- (2) 急性または慢性の病状を治療する過程において禁止物質または禁止方法を用いなかった場合に、当該競技者が深刻な障害を受けること。
- (3) 当該禁止物質または禁止方法を治療目的で使用することにより、競技能力の強化 (ただし、正当な病状治療を経て健康状態に回復することから予想されるものは除く。) が生じないこと。禁止物質または禁止方法を用いて「正常下限」レベルの内因性ホルモンを増加させることは、妥当な治療措置であるとは見なされない。
- (4) 当該禁止物質または禁止方法を使用する以外に、適正な治療法が存在しないこと。
- (5) 当該禁止物質または禁止方法を使用の必要性は、当該禁止物質または禁止方法の治療目的以外で全面的あるいは一部使用したことの継続となっていないこと。
- (6) TUE の申請が事後承認であると見なされないこと。ただし、下記いずれかの条件が満たされている場合は、この限りではない。

緊急治療または急性病状の治療が必要である場合

不測の事態につき、競技者が申請を請求する時間的余裕がなかった場合、または、TUE を承認する機関が申請内容を検討する時間的余裕がなかった場合。

11. TUE の申請を行う場合には、相応の資格を有する医師が記載した証明書を含めなければならない。この証明書では、競技者の治療における当該禁止物質または禁止方法の必要性を証明するとともに、使用の認められている代替薬剤を治療に用いることができない理由、または用いることができなかった理由を記載しなければならない。当該禁止物質または禁止方法の投与量、投与頻度、投与経路または投与期間は、具体的に明記しなければならない。変更がある場合は、新しい申請書を提出しなければならない。

(TUE の有効期限)

12. 各 TUE の有効期限は、治療目的使用の承認証

不測の事態につき、競技者が競技大会参加に 21 日間先立って申請を請求する時間的余裕がなかった場合、または、JADA が競技者の競技大会参加に先立って申請内容を検討する時間的余裕がなかった場合。

#### 5. 治療目的使用の適用措置の標準手続

- (1) TUE の検討が行われるのは、JADA が JCF を通じて下記のものを受理した後に限られるものとする:
  - (i) 判読しやすく記入された、WADA 規則に従った申請様式。そしてこれは全関連情報と書類を含まなければならない。本人は記入済み申請書のコピーを保管しておかなければならない。および、
  - (ii) JADA により金額が設定される、申請料。
- (2) 申請を行う場合には、関連の病歴を包括的に盛り込むとともに、申請に関係する診察所見、検査結果および画像所見をすべて含めなければならない。
- (3) 上記以外に関連した調査、診察・検査、画像検査について、JADA から求めがあった場合、当該競技者の費用負担で上記の調査等を実施する。
- (4) 申請を行う場合には、相応の資格を有する医師が記載した証明書を含めなければならない。この証明書では、競技者の治療における当該禁止物質または禁止方法の必要性を証明するとともに、使用の認められている代替薬剤を治療に用いることができない理由、または用いることができなかった理由を記載しなければならない。
- (5) 当該禁止物質または禁止方法の投与量、投与頻度、投与経路または投与期間は、具体的に明記しなければならない。
- (6) アンチドーピング委員会の裁定は、関連のアンチドーピング委員会から競技者本人に対して書面で伝達するものとする。
- (7) TUE が付与された場合、TUE の有効期間および関連条件に関する情報を含む治療目的使用許可の証明書を競技者および JCF に対して速やかに伝達するものとする。
- (8) 競技者は証明書の写しを常に携帯し、検査時にはアンチドーピング検査官に提示しなければならない。

#### 6. 治療目的使用の適用措置の略式申請手続

- (1) 禁止リストに含まれる物質の中には、競技者が頻繁に遭遇する病状の処置に使用されるものがあることを認める。このような場合、当条項 4. (4)および当条項 5. にいう標準申請は不要である。そのため、TUE の略式申請手続が設けられる。
- (2) 禁止物質または禁止方法のうち略式申請手続で認められるものとしては、厳格に次のものに限られる。具体的には、吸入ベータ 2 作用剤(フォルモテロール、サルブタモール、サ

明書に異なる期間が示されない限り、1 年間とする。

#### (居場所情報)

#### 13.

- (1) 検査対象者登録リストに含まれた競技者は、アンチドーピング委員会から検査対象者登録リストから除外されたことを通知されるまで、居場所情報を更新連絡することを要請される。
- (2) UCI に自転車競技からの引退を通知し、そして国際水準の競技への復帰を望む競技者は、少なくとも 6 ヶ月前に UCI に通知しなければならない。この競技者は検査対象者登録リストに含まれ、彼が居場所情報を提供し、事前非通知競技会外検査対象となる 4 ヶ月経過後でなければ、国際水準競技会に復帰できない。競技者による競技復帰前の居場所情報提供期間における検査未了ごとに、この期間は 1 ヶ月延長される。
- (3) 検査対象者登録リスト上の各競技者は、当該競技者の次期四半期中の居所について正確で完全な情報を提供する四半期報告書を、その四半期中のいかなる時にも検査に臨めるように、提出しなければならない。
- (4) 競技者は、次期四半期におけるそれぞれの日において、検査のために指定された場所に出頭可能な、午前 6 時から午後 11 時の間の指定された 1 つの 60 分の時間枠を、居場所情報提出において詳細に指定しなければならない。これは時と場所とを問わずに検査に応じるべきであるという競技者の義務をいかなる意味においても限定するものでは
- (5) 競技者が居場所情報提出において提供した居場所情報が、いかなるアンチドーピング機関もその四半期中の定められた日に、提出した居場所情報においてその日に指定した 60 分間の時間帯を含み、かつその時間帯に限定せず、彼を検査のために位置確認することができるよう正確で十分なものであることを(必要であれば更新を含み)保証することは、競技者の義務である。競技者によりあるいは競技者を代理して事前に提出された情報がもはや正確かつ完全ではないことを意味する変更があるとき、競技者は、ファイル中の情報が再び正確、完全で十分な詳細となるよう、居場所情報提出を更新しなければならない。彼はこの更新を可及的速やかに、いずれにしてもファイル中のその日の 60 分間の時間枠以前に、行わなければならない。

#### 14. 検査未了

- (1) 検査対象者登録リスト上の競技者は、当該四半期内の指示された日に、彼の居場所情報提供において指定したその日の 60 分時間枠に、その提出においてその競技者が指定した時間枠における居場所において、その競技者の競技会外検査を行う管轄権を持つアンチドーピング機関による検査に臨み受けなければならないことは明白である。この検査を受けなかった

ルメテロールおよびテルブタリン)ならびに局所使用による糖質コルチコイドである。

- (3) 前条の禁止物質の使用許可は、TUE の略式申請手続による完全な通知が JCF を介して JADA により受領されたときより有効となる。
- (4) 通知には診断内容を記載するものとし、また当該診断内容を立証するために検査が行われた場合には、その検査内容も含むものとする。(ただし、実際の結果または詳細事項を付さないものとする。)
- (5) JADA は、正式通知受領時に、WADA、UCI、JCF に通知する。
- (6) TUE の通知は、事後承認であると見なされないこと。ただし、下記の場合はこの限りではない。
  - ・ 緊急治療または急性病状の治療が必要である場合
  - ・ 不測の事態につき、競技者が競技大会参加に先立って申請を行う時間的余裕がなかった場合、または UCI が競技者の競技大会参加に先立って申請書を受け取る時間的余裕がなかった場合。

#### 7. TUE の有効期限

- (1) TUE にはそれぞれ有効期限があり、その有効期限は JADA によって決定される。有効期限は治療目的使用の証明書に表示しなければならない。
- (2) 1 年を超える有効期限の TUE を与えてはならない。有効期限は更新できる。
- (3) TUE はその有効期限を以って失効する。

#### 8. アンチドーピング検査の運営

(管理一般)

- (1) 検査は JADA 認定 DCO (Doping Control Officer) 2 名を基本として実施しなければならない。
- (2) DCO は検査実施現場での責任者であり、JCF アンチドーピング委員会が指名する。
- (3) DCO は、当アンチドーピング規則および手続ガイドラインに記述される検体採取の責任者である。
- (4) 競技会時検査において、JCF は DCO を指名しなければならない。DCO 資格者であってもレース医師や大会主催者側に属する役員等を、その大会の検査のための DCO に指名してはならない。

#### 9. 競技外検査

- (1) 競技者は競技外検査に服さなければならない。
- (2) JCF は UCI により権限を与えられた場合、UCI 規則による競技外検査を実施する。(居所情報)
- (3) 登録検査対象リストに含まれる競技者は UCI およびまたは JADA より居所情報の提供を要請される。
- (4) 登録検査対象リストに含まれる各競技者は、四半期報告書を、規定の様式により、毎日の

場合は、検査未了に該当し、結果として第 99 条 7.(4)の目的における居場所情報義務違反を構成する。

- (2) 競技者が、自らの居場所情報提出において特定したその日の 60 分時間枠中に、指定された場所において検査に応じることができず、かつ、その日における代わりの時間枠/場所を提供するために当該 60 分時間枠以前に居場所情報提出を更新しなかった場合、彼がその日遅くに臨み、彼から検体が無事採取されたとしても、当該不更新は検査未了に該当し、結果として第 99 条 7.(4)の目的における居場所情報義務違反を構成する。
- (3) 居場所情報未提出は、競技者が要求される提出を怠った四半期の最初の日、または、同一四半期中にそれに引き続く居場所情報未提出は、先の居場所情報未提出修正のために指定された期限が満了した日に発生したとみなされる。

#### 15. 検査と検査の実施者

- (1) 検体は、当アンチドーピング規則により採取され、分析されなければならない。
- (2) ドーピング・コントロール・オフィサーは検査実施現場での責任者でなければならない。UCI または JCF がコミセールをドーピング・コントロール・オフィサーとして指名するとき、後者はアンチドーピング・インスペクタの肩書きをつけてよい。
- (3) 検査は、規則の本章に従って、ドーピング・コントロール・オフィサーとメディカル・インスペクタ、またはドーピング・コントロール・オフィサーあるいはメディカル・インスペクタの単独により実施される。
- (4) 下記の場合、JCF が 2 名以上のドーピング・コントロール・オフィサー(DCO)を指名する。
  - UCI の指定による B リスト(国内連盟が DCO を指名する大会のリスト)の大会時の検査;
  - 第 99 条 2.(2)により UCI から権限を得た国内連盟による、大会時の競技会時検査;
  - UCI から競技者に対して実施する権限を得た国内連盟による競技会外検査。
- (5) メディカル・インスペクタは、競技後検査のために指名されなければならない。メディカル・インスペクタは他のすべての検査にも指名されてよい。メディカル・インスペクタが指名されている場合、メディカル・インスペクタは、手続ガイドラインに記述される検体採取の責任者である。
- (6) メディカル・インスペクタは、DCO としての訓練を受け、あるいは検体採取の経験のある医師でなければならない。
- (7) メディカル・インスペクタは JCF が指名するものとする。レース医師を、その大会の検査のためのメディカル・インスペクタとして指名できない。
- (8) メディカル・インスペクタが指名されている場合、ドーピング・コントロール・オフィサーの手が空いていないときは、メディカル・インスペクタ

基準で競技者の居住、トレーニングおよび競技の場所と時間を、UCI アンチドーピング委員会および/または JADA に提出しなければならない。

#### 10. 競技後検査

JADA との合意により、下記大会時には、競技後検査を実施する：

- a) すべてのカテゴリの全日本選手権大会(付属書)
  - b) JCFが指定した競技大会
  - c) 日本記録または日本記録挑戦
- (1) JCF の指定により検査を実施するステージレースにおいては、JCF アンチドーピング委員会が別に定めない限り、競技後検査は各ステージ後に行なわなければならない。  
(競技後検査における主催者あるいは主管者)
- (2) 競技大会の主催者あるいは主管者は、競技後検査実施の実務的側面について責任を持たなければならない。当アンチドーピング規則と手続ガイドラインに従って検査が実施できるように、すべてのスタッフおよびすべての基幹施設と器材が利用可能であることを、主催者あるいは主管者は保証しなければならない。  
(競技後検査におけるドーピング・コントロール施設)
- (3) 検体採取に適した施設を、フィニッシュラインのすぐ近くに設けなければならない。フィニッシュラインからこの場所までの行き方を、案内標識を用いて明瞭に表示する。
- (4) JCF の指定により検査を実施する競技大会での正当とできる状況においては、JCF アンチドーピング委員会は施設を直近の場所としなければならないことを免除できる。主催者あるいは主管者は、競技開始 1 ヶ月以前に JCF アンチドーピング委員会宛に完全な書面による申請を提出しなければならない。
- (5) DCO の要求があった場合には、主催者あるいは主管者は、ドーピング・コントロール施設への入口を警護して、検査に関係ない者の立ち入りを防止するための職員を任命しなければならない。  
(競技後検査における競技者の選定)
- (6) 検査対象競技者を手続ガイドラインにより指定する。
- (7) JCF アンチドーピング委員会は、特定の大会における検査対象競技者選定について、DCO に指示を与えることができる。
- (8) DCO は競技後検査を実施する各競技あるいはレースにおいて、抽選により検査対象となった競技者がその順位により、あるいは同時に 2 つの選定基準によって、あるいは実務的理由により検体採取が不可能になったときに、その順で検査を受けなければならない第 1 および第 2 予備競技者を抽選し、アンチドーピング委員会により要求されている数の検

がドーピング・コントロール・オフィサーの役を務めなければならない。

- (9) ドーピング・コントロール・オフィサーとメディカル・インスペクタは、シャベロンおよびブラッドコレクション・オフィサーを含み、これらに限定しない他の人たちが適任と思われるなら、彼らを検体採取の助手として指名してよい。
- (10) ドーピング・コントロール・オフィサーとメディカル・インスペクタは、彼らによって任命された他の人の役を務めてよい。
- (11) UCI、あるいは JCF は、他のアンチドーピング機関あるいは有資格の研究機関や会社により実施される検査を手配できる。ドーピング・コントロール・オフィサー、メディカル・インスペクタ、ブラッドコレクション・オフィサー、シャベロンおよび検体配達証の証人となる人の職務は、指名された機関、研究機関または会社によりその目的で指名された人(複数または単数)により実行されなければならない。しかし、競技後検査における検体採取時の監視者は医師または看護師でなければならない。

#### 16. 検査の実施

- (1) 競技会時および競技会外において、検査を随時、随所で通告なしに実施できる。
- (2) UCI は、場所、時間および検査対象競技者について、あるいは検査を行なう国内連盟に権限を与えることについて決定をするものとする。ドーピング・コントロール・オフィサーは、彼が指定された場所、時間において見つけた他の競技者を検査することができる。
- (3) 検査は、競技者のプライバシーが保証され、可能であれば検体採取時にドーピング・コントロール施設としてのみ使用される場所で実施する。

#### 17. 競技者への告知

- (1) 可能なときはいつでも、検査は、事前通告なしでなければならない。
- (2) 競技者を、通知様式を用いて検査に招請する。
- (3) 競技者は本人に通知されなければならない。しかしながら、競技会時に競技後検査の枠外で通知が行われる場合、通知が行われる場所において競技者の監督またはクラブ代表者が見つけられた場合にはいつも、こうした通知が検査実施に役立つならば、競技者にはそのチーム監督またはクラブ代表者を介して正式に通知してよい。通知様式上のチーム監督またはクラブ代表者の署名は競技者を拘束するものである。
- (4) 競技者、第 99 条 17.(3)の場合にはそのチーム監督またはクラブ代表者は、通知書の原本に署名しなければならない。競技者、そのチーム監督またはクラブ代表者が通知受領の署名を拒絶する場合、あるいは通知を逃れようとする場合、シャベロンはこのことを用紙に記入しなければならない。

- 査を実施するようしなければならない。
- (9) 予備競技者は、実際に検体採取を受ける必要がなかったとしても、規定された期限内に検体採取に出頭しなければならない。
- (10) 手続きガイドラインに従った選考またはアンチドーピング委員会の指示によらず、他の競技者が検査を受けた状況にあっても、検査対象は無効とならない。  
(競技後検査における競技者への告知)
- (11) いずれの競技者(競技を棄権した競技者を含む)も、競技後に自分が検査を受けるよう選定されていないか承知していなければならない。検体採取に出頭するよう要請されているか否かを自分で確認する責任がある。  
競技者は、フィニッシュあるいはレース失格直後に、検体採取対象競技者のリストが掲示の所在を探し、行ってリストを調べなければならない。  
タイムトライアルの最後 30 人としてスタートした競技者は、最終競技者がフィニッシュ後にリストを調べなければならない。その他の検査対象競技者は個人検査と同様の方法で通知されなければならない。  
この条項の下の義務は、競技者自身が検査を受けるべき者と選定されたことを通知された旨認める署名をし次第、存在しなくなる。
- (12) 主催者および DCO は、検体採取に出頭要請される競技者のリストを、フィニッシュラインならびにドーピング・コントロール施設の入口に、優勝者がフィニッシュする前に掲示すること確実にしなければならない。
- (13) トラック競技においては、リストの 1 枚をトラック・センターを離れる際の通路トンネルの入口に、もう 1 枚をドーピング・コントロール施設の入口に掲示しなければならない。  
トライアルと室内自転車競技においては、リストの 1 枚を競技者が演技終了後にコースまたはフィールドを離れる場所に、もう 1 枚をドーピング・コントロール場所の入口に掲示しなければならない。
- (14) 競技者をリスト上において、その氏名、ゼッケン番号あるいは順位によって特定しなければならない。
- (15) いかなる競技者も、掲示されたリストに自分のゼッケン番号あるいは順位がなかったとしても、もし他の方法で特定されていたり、もし自分が検体採取に出頭を要請されていたことを他の方法で教えられていたということが証明された場合は、これをもって免除することはできない。
- (16) 個人検査と同様の方法で競技後検査のためにシャペロンにより競技者に通知することができる。  
解説: 補足的な通知形式(たとえば: 音声通告)は使用されない。補足的形式の通知がなくても、検査が行われな

- (5) ステージ・レースと世界選手権大会においては、チーム監督またはクラブ代表者は、その競技者に可能な限り迅速に連絡できるように、競技者の所在を示せるよう、常にひとところにいなければならない。
- (6) 事前通告なしの検査の通知を受けた競技者は、本人への通知を受けた瞬間から検体採取完了までの間、シャペロンの視界内に留まらなければならない。常時シャペロンが競技者を監視できなかった場合、このことをシャペロンは記録しおよびまたはドーピング・コントロール・オフィサーに報告しなければならない。
- (7) ドーピング・コントロール・オフィサーは、検体採取の競技者が出頭すべき期限を、状況を考慮して設定しなければならない。検体採取は可及的速やかに開始しなければならず、異常な状況下を除いて、競技者(あるいは第 99 条 17.(3)の場合にはチーム監督またはクラブ代表者)が通知を受けてから 1 時間以内とする。正当と理由付けられる例外的状況の場合、ドーピング・コントロール・オフィサーは、緊急の優先事項をドーピング・コントロール施設への手続き前に行いたい旨の競技者からの要求を認めてよい。競技者が連続的な監視を受けることができない場合には、その要求を拒否しなければならない。

#### 18. 随行者

- (1) 競技者には、尿検体採取時を除き、検体採取過程において競技者が選択する 1 名の者および 1 名の通訳が付き添うことができる。
- (2) 未成年競技者、および立会人となる人の権利として、未成年競技者が尿検体を排出している時に随行者が立会人を監視できるが、未成年競技者にそのように要請されなければ、随行者なしで検体の排出を直接監視する。未成年競技者が随行者を辞退するとき、ドーピング・コントロール・オフィサー、シャペロンあるいは立会人は、通知中およびまたは競技者からの尿検体採取中に第三者を指名できる。
- (3) 競技者、随行者および通訳、さらに彼らが持ち込むすべての物を検索できる。

#### 19. 検体採取の出頭とその期限

- (1) 競技者が出頭期限までにドーピング・コントロール施設に出頭しなかった場合、ドーピング・コントロール・オフィサーは各自の判断において競技者への接触を試みるかどうかを判断することができる。
- (2) 競技者が、出頭期限内に出頭することを妨げられることが予想された場合、あらゆる可能な手段を用いて、ドーピング・コントロール・オフィサーに通知することを試みなければならない。
- (3) 最低でも、ドーピング・コントロール・オフィサーと、メディカル・インスペクタ(もしいる場合)は、出頭期限から 30 分待って検査場所を離れることができる。
- (4) 最低待ち時間以降でドーピング・コントロール・

指示であると解釈してはならず、検体採取に服さなかったことの弁明にはならない。

競技者が検体採取のために出頭しない場合、DCO、主催者あるいは競技者に連絡・告知を試みた者に責任はない。

- (17) シャペロン(検査対象者を、検査の通達時から検体採取開始まで常時観察する、検査運営側の付添い人)が競技者の近くにとどまり、常時彼を観察し、ドーピング・コントロール場所まで随行しなければならない。検体採取を通知されてから完了するまでの間常に競技者はシャペロンの視界に留まらなければならない。競技者の補助者は、競技者を常時監視するシャペロンを妨げてはならない。シャペロンの不在は弁護の申し立てにならない。

(競技後検査における出頭の期限)

- (18) 条項 10(11)の規定によるタイムトライアルの最後の 30 人としてスタートする競技者以外の者を除いて、検査を受けるべき各競技者は、競技終了後 30 分以内、あるいは、該当する場合には、競技者が参加した公式表彰式の終了後 30 分以内に、ドーピング・コントロール場所の第 1 室に自身で出頭しなければならない。本規の規定に基づいて記者会見に出席する必要のある競技者について、この期限を 50 分に延長する。

- (19) 競技を棄権した競技者は、順位を与えられる最終競技者がフィニッシュしてから 30 分以内に出頭しなければならない。タイムトライアル・レースを棄権した競技者は直ちにフィニッシュラインまで行かなければならない。もし彼が検査対象に選ばれている場合、個人検査と同様の方法で通知されなければならない。

- (20) 同日中に他の競技に参加しなければならない競技者は、上記の期限内に、他の競技の終了後に検体採取を受けることについての DCO の許可を求めることができる。DCO は、検査をすぐに行うべきであるか、他の競技後に行うべきであるかを決定する。

(競技後検査における報告)

- (21) 各競技後検査において、DCO は、検査が当アンチドーピング規則と手続ガイドラインに従っていたことを証明し、彼が観察した異常について記した報告書を作成しなければならない。

検査機関あての検体発送から 48 時間以内に、この報告書を JCF アンチドーピング委員会に送付しなければならない。

## 11. 個人検査

- (1) 競技会時および競技外において、個人検査を随時、随所で通告なしに実施できる。
- (2) UCI アンチドーピング委員会は、場所、時間および検査対象競技者、あるいは検査を行

オフィサーおよび/またはメディカル・インスペクタがまだいる間に、競技者がドーピング・コントロール施設に出頭してきた場合、彼らまたは彼は可能な限り検体採取処理を行い、競技者がドーピング・コントロール施設への出頭が延着した詳細を記録すること。

- (5) 競技者の随行者あるいは通訳の到着を待つために検体採取を遅らすことはできない。

- (6) 競技者は、ドーピング・コントロール・オフィサーに承認され、ドーピング・コントロール・オフィサーあるいはシャペロンによる継続的な監視下にある場合のみ、ドーピング・コントロール施設を離れることができる。正当と理由付けられる例外的状況の場合、ドーピング・コントロール・オフィサーは、競技者が検体を提供できるようになるまで、競技者がドーピング・コントロール施設を離れる合理的な要求を配慮しなければならない。

ドーピング・コントロール・オフィサーが競技者にドーピング・コントロール施設を離れる承認を与える場合、ドーピング・コントロール・オフィサーは競技者と下記について合意しなければならない:

競技者がドーピング・コントロール施設を離れる目的; および

戻る時間 (あるいは合意された活動の終了時に戻ること); および

競技者は常時監視され続けること; および

競技者はドーピング・コントロール施設に戻るまで、放尿しないものとする

ドーピング・コントロール・オフィサーは、この情報と競技者が離れた時間、戻った時間を書類で立証しなければならない。

- (7) ドーピング・コントロール・オフィサーは、当手続ガイドライン下に要求される検体を競技者が排出するまで、ドーピング・コントロール・セッションを続けなければならない。

- (8) 手続ガイドライン下に要求される検体が採取される前に、第 99 条 19.(6)に従った承諾なしに競技者がドーピング・コントロール施設を離れた場合、この競技者は検査を拒否したとみなされ、制裁を招く。

- (9) 検体が採取された後、すべての正式手続が完了する前に、競技者がドーピング・コントロール施設を離れた場合は、この検査は有効とみなされる。

- (10) ドーピング・コントロール・オフィサーあるいはメディカル・インスペクタが、競技者が検査される前に競技者を放免したり検査を終了した場合には、当該競技者は検体採取に選定されなかったものとみなされ、ドーピング・コントロール施設を離れたことによるアンチドーピング違反を犯したこととならない。

- (11) 第 99 条 19.(1)から(10)の項目に該当することは、記録しなければならない。

## 20. 変則事態

- なう国内連盟に権限を与えなければならない。DCOは、彼が指定された場所、時間において見つけた他の競技者を検査することができる。
- (3) 個人検査は、競技者のプライバシーが保証され、検体採取時にドーピング・コントロール施設としてのみ使用される場所で実施する。検体採取は与えられた状況下で可能な限りよい方法で、可能な限り慎重に実施しなければならない。  
(個人検査における競技者への告知)
  - (4) 個人検査において可能なときはいつでも、事前通知なしの検査が行われなければならない。
  - (5) 競技者を通知様式を用いて個人検査に招請する。
  - (6) DCO は競技者本人に通知する。しかしながら、競技大会時に通知が行われる場合、通知が行われる場所においてチーム監督またはクラブ代表者が見つけれられた場合にはいつも、競技者にはそのチーム監督またはクラブ代表者を介して通知してよい。
  - (7) 競技者、そのチーム監督またはクラブ代表者は、受領の証明として通知書の原本に署名しなければならない。競技者、そのチーム監督またはクラブ代表者が通知受領の署名を拒絶する場合、あるいは通知を逃れようとする場合、DCO はこのことを用紙に記入し、可能であれば従わなかったことによる結果を競技者に知らせなければならない。
  - (8) ステージ・レースにおいては、チーム監督またはクラブ代表者は、その競技者に可能な限り迅速に連絡できるように、競技者の所在を示せるよう、常にひとところにいなければならない。
  - (9) 不正確な情報を与えた、情報を与えることを拒否した、あるいは何らかの方法で検査を妨害したチーム監督またはクラブ代表者は、当条項1.(5)(干渉・改ざんする、または干渉・改ざんを企てること)のアンチドーピング違反を犯したことになる。
  - (10) 事前通知なしの検査の通知を受けた競技者は、本人への通知を受けた瞬間から検体採取完了までの間、常時 DCO あるいはシャペロンの視界内に留まらなければならない。常時アンチドーピング検査官が競技者を監視できなかった場合あるいは付添いを付けられなかった場合、このことをアンチドーピング検査官は記録しなければならない。
  - (11) DCO は、検体採取の競技者が出頭すべき期限を、状況を考慮して設定しなければならない。検体採取は可及的速やかに実施しなければならない。異常な状況下を除いて、競技者(あるいはチーム監督またはクラブ代表者)が通知を受けてから1時間以内とする。DCO は、

**(1) 競技者および/または競技者の関係者による当規則あるいは適用する手続きガイドラインから逸脱する行動、または検体採取に関する潜在的危険性を伴うその他すべての変則事態は記録しなければならない。**

**ドーピング・コントロール・オフィサーまたはメディカル・インスペクタは、順守不履行により起こり得る結果について、可能であれば競技者または他の人に知らせなければならない。**

**(2) 検体の出所あるいは真正に疑いのある場合、または検体が手続ガイドラインの要求を満たさない場合、競技者に追加またはさらに別の検体を要求しなければならない。競技者が追加検体の提供を拒否する場合、これはドーピング・コントロール・オフィサーが記録しなければならない。追加検体の提供拒否は、検体採取に従うことへの拒否とみなされる。**

## 21. 文書作成

**(1) ドーピング・コントロール・オフィサーは、競技者に検体採取セッションがどのように実施されたかなどの懸念に関し文書化する機会を提供しなければならない。**

**(2) 検体採取セッションの終了時に競技者とドーピング・コントロール・オフィサーは、競技者の懸念の記録を含め、競技者の検体採取セッションの詳細を正確に反映した記録文書に満足を示した適切な文書に署名すること。競技者が未成年の場合、競技者の代理人(もしいる場合)と競技者双方は文書に署名しなければならない。競技者の検体採取セッションにて正式な役割を果たしていたその他の人物も執行手続きの承認として文書に署名してもよい。**

**ドーピング・コントロール・オフィサーは競技者により署名された検体採取セッションの記録のコピーを提供しなければならない。**

**(3) 競技者は、検査用紙に自分の署名を付すことにより、競技者により記録された懸念事項を条件として、以下の事項を確認しなければならない:**

**検査が適切な標準と規則に従って実施されたこと**

**以降の苦情申し立てはまったく許されないこと**

**この検査用紙のコピーを受領したこと**

## (競技後検査セッション)

**22. 自転車競技における競技後検査セッションは以下の条項による。**

**(1) 検査を実施するステージ・レースにおいては、JCF が別に定めない限り、競技後検査セッションは各ステージ後に行なわなければならない。**

**(2) 国内競技大会においてJCFは、競技後検査実施の実務的側面について主催者に義務を課し、必要な人員を指名する。**

**(3) JCF は、メディカル・インスペクタが男性である場合は女子選手からの検体採取の立会人として女性看護師も、メディカル・インスペクタが女**

緊急の優先事項をドーピング・コントロール施設への手続き前に行いたい旨の競技者からの要求を認めてよい。競技者が連続的な監視を受けることができない場合には、その要求を拒否しなければならない。

## 12. 競技後検査と個人検査の共通規則

(随行者)

(1) 競技者には、尿検体採取時を除き、検体採取過程において競技者が選択する 1 名の者および 1 名の通訳が付き添うことができる。

(2) 未成年競技者の利および監視する医師あるいは看護師の利として、未成年競技者が尿検体を排出している時に代理人が医師あるいは看護師を監視できるが、未成年競技者にそのように要請されなければ、代理人なしで検体の排出を直接監視する。

(3) 競技者、随行者および通訳、さらに彼らが持ち込むすべての物を搜索できる。

(競技後検査と個人検査における検体採取の出頭期限)

(4) 競技者が出頭期限までにドーピング・コントロール・ステーションに出頭しなかった場合、DCO は各自の判断において競技者への接触を試みるかどうかを判断することができる。

(5) 競技者が、出頭期限内に出頭することを妨げられることが予想された場合、あらゆる可能な手段を用いて、DCO に通知することを試みなければならない。

(6) 最低でも、DCO は、出頭期限から 30 分待つて離れることができる。

(7) 最低待ち時間以降で DCO の出発前に競技者がドーピング・コントロール施設に出頭してきた場合、彼らは可能な限り検体採取処理を行い、競技者がドーピング・コントロール施設への出頭が延着した詳細を記録すること。

(8) [削除]

(9) たとえば、競技者の随行者あるいは通訳の到着を待つために検体採取を遅らすことはできない。

(10) 競技者は、DCO に承認され、DCO あるいはシャベロンによる継続的な監視下にある場合のみ、ドーピング・コントロール施設を離れることができる。

(11) DCO は、当アンチドーピング規則下に要求される検体を競技者が排出するまで、ドーピング・コントロール検査を続けなければならない。

(12) 検体が採取される前に、競技者がドーピング・コントロール施設を離れた場合、この競技者は検査を拒否したとみなされ、当条項 1.(3)に定める制裁を招く。

(13) 検体が採取された後、すべての正式手続が完了する前に、競技者がドーピング・コントロール施設を離れた場合、この検査は有効とみなされる。

(14) DCO が、競技者が検査される前に競技者

性である場合には男子選手からの検体採取のために男性看護師も指名するものとする。

(4) 検査実施場所により必要な場合で JCF の責任を損なわないような場合、ドーピング・コントロール・オフィサーはメディカル・インスペクタおよび/または看護師を現場で指名でき、あるいはドーピング・コントロール・オフィサーまたはメディカル・インスペクタは単独で、適当な場合競技者と同性の者を検体採取の証人として指名する条件で競技後検査を実施できる。

(5) 付表 10-2 および 10-3 に実質的に従った検体採取に適した施設を、フィニッシュ・ラインのすぐ近くに設けなければならない。フィニッシュ・ラインからこの場所までの行き方を、案内標識を用いて明瞭に表示する。

(6) ドーピング・コントロール・オフィサーの要求があった場合には、主催者は、ドーピング・コントロール施設への入口を警護して、検査に関係ない者の立ち入りを防止するための職員を任命しなければならない。

(競技後検査セッションにおける検査対象競技者の選定)

(7) 原則として付表 10-1 に従い検査対象競技者を選定する。しかし、この表によらずに他の競技者が検査を受けた状況にあっても、その競技者の検査は無効とならない。

(競技後検査セッションにおける競技者への告知)

(8) いずれの競技者(競技を棄権した競技者を含む)も、競技後に自分が検査を受けるよう選定されていないか承知していなければならない。検体採取に出頭するよう要請されているか否かを自分で確認する責任がある。

この目的で、競技者は、フィニッシュあるいはレース失格直後に、競技者に通知するためにシャベロンが待機する場所を確認し、そこに行かなければならない。

シャベロンが待機場所に不在の場合、競技者は直ちにドーピング・コントロール施設に行かなければならない。シャベロンの不在は、競技者が適切な時間にドーピング・コントロール施設に出頭しないことを容赦するものではない。

(9) 可能な場合はいつもシャベロンにより競技者に通知するものとする。

主催者は最少 1 名のシャベロンを検査に選定された競技者のために提供することを要請される。

(10) シャベロンは競技者の近くにとどまり、常時彼を観察し、ドーピング・コントロール施設まで随行しなければならない。

検体採取を通知されてから完了するまでの間常に競技者はシャベロンの視界に留まらなければならない。競技者の補助者は、競技者を常時監視するシャベロンを妨げてはならない。

(11) 集団スタート・ロード・レースの場合、主催者およびドーピング・コントロール・オフィサーは、検体採取に出頭要請される競技者のリストも、フ

を放免したり検査を終了した場合には、当該競技者は検体採取に選定されなかったものとみなされ、ドーピング・コントロール施設を離れたことによるアンチドーピング違反を犯したこととならない。

(15) 上記の(4)から(14)に該当することは、記録しなければならない。

(競技後検査と個人検査における変則事態)

(16) 競技者および/または競技者の関係者による行動、または検体採取に関する潜在的危険性を伴う変則事態は記録しなければならない。

(17) 検体の出所あるいは真正に疑いのある場合、競技者に追加検体を要求しなければならない。競技者が追加検体の提供を拒否する場合、これは DCO が記録しなければならない。追加検体の提供拒否は、当条項 1.(3)による検体採取に従うことへの拒否とみなされる。

(競技後検査と個人検査における文書作成)

(18) DCO は、競技者に検体採取セッションがどのように実施されたかなどの懸念に関し文書化する機会を提供しなければならない。

(19) 競技者と DCO は、競技者の懸念の記録を含め、競技者の検体採取セッションの詳細を正確に反映した記録文書に満足を示した適切な文書に署名すること。競技者の代理人は競技者が未成年の場合、競技者に代わって署名することができる。競技者の検体採取セッションにて正式な役割を果たしていたその他の人物も執行手続きの承認として文書に署名してもよい。

DCO は競技者により署名された検体採取セッションの記録のコピーを提供しなければならない。

(20) 競技者は、検査用紙に自分の署名を付すことにより、競技者により記録された懸念事項を条件として、以下の事項を確認しなければならない：

1. 検査が適切な標準と規則に従って実施されたこと
2. 以降の苦情申し立てはまったく許されないこと
3. この検査用紙のコピーを受領したこと

(検体採取用具)

(21) 検体採取用具システムは下記により使用しなければならない：

すべてのボトル、容器、チューブあるいはその他の競技者検体を封印するに用いるものの一部として付けられた、重複のない附番システムを持つ；

不正開封防止方式の封をするシステムを持つ；

競技者の識別が器材自体からは明白とならないことを保証する；

競技者に使用される前に、すべての器材

インッシュ・ラインならびにドーピング・コントロール施設の入口に、優勝者がフィニッシュする前に掲示することを、確実にしなければならない。

競技者は、レースのフィニッシュまたは棄権の直後に、競技者に通知するためにシャペロンが待機している場所を確認し、そこに行かなければならない。

シャペロンが待機場所に不在の場合、競技者は直ちに、リストが掲示してある場所を確認していくか、あるいはドーピング・コントロール施設に行かなければならない。シャペロンの不在は、競技者が適切な時間にドーピング・コントロール施設に出頭しないことを容赦するものではない。

(12) 競技者を、検体採取に出頭要請される競技者リスト上において、その氏名、ゼッケン番号あるいは順位によって特定しなければならない。

(13) いかなる競技者も、掲示されたリストに自分のゼッケン番号あるいは順位がなかったとしても、もし他の方法で特定されていたり、もし自分が検体採取に出頭を要請されていたことを他の方法で教えられていたということが証明された場合は、これをもって免除することはできない。

(競技後検査セッションにおける出頭の期限)

(14) 検査を受けるべき各競技者は、競技終了後可及的速やかにかつ 30 分以内に、ドーピング・コントロール施設に自身で出頭しなければならない。競技者が公式式典に出席する場合、あるいは規則の規定下に出席を求められて記者会見に出席する場合、期限は式典終了後、あるいは記者会見への出席が必要なくなってから、どんなに遅くとも 30 分とする。

(15) 競技を棄権した競技者は、順位を与えられる最終競技者がフィニッシュしてから 30 分以内に

出頭しなければならない。  
(16) 同日中に他の競技に参加しなければならない競技者は、上記の期限内に、他の競技の終了後に検体採取を受けることについてのドーピング・コントロール・オフィサーの許可を求めることができる。ドーピング・コントロール・オフィサーは、検査をすぐに行うべきであるか、他の競技後に行うべきであるかを決定する。

(競技後検査セッションにおける報告)

(17) 各競技後検査において、ドーピング・コントロール・オフィサーは、検査が当アンチドーピング規則と手続ガイドラインに従っていたことを証明し、彼が観察した異常について記した報告書を作成しなければならない。

(検体の分析)

23. 第 99 条 7.(1)の目的のため検体は、WADA 公認分析機関さもなければ WADA が承認した機関にのみ送付しなければならない。

(結果の管理)

24. 国内競技大会における競技会時検査の結果管理

- は清浄で封をされていることを保証する。  
(検体の移送)  
(22) DCO は下記について責任を持たなければならない:  
- 移送前の検体を保管すること;  
- 書類を添えて検体を検査機関に移送すること;  
- 手順ガイドラインに従って、検体採取作業書類を検査機関および JCF に送付すること。  
(検体の分析)  
(23) 検体は、WADA が承認した検査所にのみ送付しなければならない。

### 13. 結果の管理

JCF 規則のアンチドーピング条項による結果管理は、検査対象競技者が JCF に所属する限り、JCF アンチドーピング委員会が運営しなければならない。検査対象競技者が他の国内連盟に属する場合は結果の管理を UCI アンチドーピング委員会に委ねる。  
以下の結果管理に関する条項は、対象競技者が JCF に所属する場合に適用する。

#### (審査)

- (1) 検査分析報告書、検査官の報告書、他のアンチドーピング機関による委託あるいはアンチドーピング違反に関する文書または情報を受領した後、JCF アンチドーピング委員会がアンチドーピング違反あるいは当規則への他の違反がなかったとみなした場合、この事案はその後取り上げられることはない。  
この裁定は最終決定ではなく、JCF アンチドーピング委員会はその判断によりその事案を再開することができる。  
JADA に事案を続行しないという裁定を通知しなければならない。JADA が要求する場合、JCF アンチドーピング委員会は事案を再開しなければならない。
- (2) 裁定以前に、JCF アンチドーピング委員会は追加調査を行なうことができる。すべてのライセンス所持者は協力義務がある。
- (3) 違反が疑われる分析結果の受領時に、JCF アンチドーピング委員会は決定のために審査を行い以下の事項の有無を確認する: (a)関連する治療目的使用の適用措置が付与されているか否か、あるいは (b)これらアンチドーピング規則、手順ガイドラインあるいは検査および分析機関の分析に関する国際基準から明らかに乖離していることが原因となり、違反が疑われる分析結果の妥当性が害されているか否か、である。
- (4) 前条項(3)にいう初期確認を行った結果、関連の治療目的使用の適用措置が確認されず、違反が疑われる分析結果の妥当性を害するアンチドーピング規則、手順ガイドラインあるいは検査および分析機関の分析に関する国際基準からの乖離も確認されなかった場

は JADA による。

#### (暫定的資格停止)

25. JADA より暫定資格停止についての通知があった場合、JCF は JCF 規則第 36 条の規程に従い適切な措置を行なうものとする。

#### (規律手続)

26. 第 99 条 24. (結果の管理)により違反が発生した可能性があると考えられた場合には、当該事件は日本ド・ピング防止パネルに委ねられる。

#### (制裁措置)

27. 国内競技大会における競技会時検査の制裁措置は JADA 規程による。

#### (チームに対する制裁措置)

28. チーム競技においては、JADA による制裁措置に加えて以下の措置を行なうものとする。

(1) チーム・パーシュート、チーム・タイムトライアル等のチーム競技においては、競技者がチーム・メンバーとして参加したチーム競技に関連してアンチドーピング規則違反を犯したことを発見された場合、そのチームをその競技から失格としなければならない。

UCI アンチドーピング規則条項 289.2a または 3、あるいは条項 290 により、同じ競技大会の他の競技において競技者が失格となった場合、その競技者がメンバーであったいかなるチームも、構成を変えたり構成から外したりしても、その競技者と同じ競技から失格とする。

(2) ステージ・レースにおけるチーム・タイム・トライアル・ステージにおいては、UCI アンチドーピング規則条項 291 により、ステージにおいてチームが記録した実時間の 1%をチーム総合順位において加算する場合を除き、そのチームをステージ最下位に降格し、実タイムを与え、総合成績においては 10 分のタイム・ペナルティを与えなければならない。同一のチーム・タイム・トライアル・ステージにおいて複数の競技者がアンチドーピング違反を犯したことを発見されたチームは、そのステージ・レースから失格となる。

#### (守秘義務および一般情報開示)

29. 情報: 当アンチドーピング規則に基づく義務を履行するに当たり、JCF は、ライセンス所持者およびその他の人に関する個人情報を収集し、保管し、加工または開示することができる。

30. 守秘義務: ドーピング・コントロールにおいて何らかの業務を行う者は、当アンチドーピング規則により通知または公開することが要求されていない個々の事件に関するあらゆる情報について、秘密を厳守しなければならない。

こうした守秘義務に対する違反には、JCF 資格委員会が定める罰金が科せられる。JCF 資格委員会は、同委員会が定める期間、対象者の指定業務への参加を停止させることもできる。

#### (薬物治療)

31. JCF が指定した競技大会においては、チームまたはクラブの医師は、各競技者が服用しているすべ

- 合, JCF アンチドーピング委員会は, 競技者に対して下記の事項を速やかに通知する. 具体的な通知事項は, (a)違反が疑われる分析結果, (b)違反が問われたアンチドーピング規則の内容, アンチドーピング規則違反の有無に関する追加調査の説明, (c)B 検体の分析を速やかに要求できるという競技者の権利, または要求しない場合には, B 検体の分析が放棄されたと見なされる可能性があること, (d)B 検体の開梱および分析に競技者本人および/または代理人が同席できるという権利, ただし, 上記の分析が要求された場合に限られる, ならびに(e)分析機関の分析に関する国際基準に定められた情報を盛り込んだ A 検体および B 検体の分析関連書類一式の複写を競技者が請求できる権利とする. 通知書の写しを, JADA に送付する.
- (5) 前条項(4)による競技者への通知は, 配達証明付の書留便にて配達されることにより確認しなければならない.
  - (6) JCF より競技者への連絡は, JCF に通知された最新の競技者の住所に送付されたなら, 正式なもののみなされる.
  - (B 検体の分析)
  - (7) 競技者および/または JCF は, B 検体の分析を要求する権利を持つ.
  - (8) B 検体の分析要求は, 競技者が開梱だけでなく B 検体の分析も彼か代理人が出席することを望んでいるかどうか示すものとする.
  - (9) B 検体の分析要求は, JCF が, 自ら, あるいは競技者の依頼により, 分析機関に対して直接に行う. 同時に, 分析要求の写しを JADA に送付しなければならない.
  - (10) JCF による B 検体の分析要求は, 違反が疑われる分析結果を知らせる書留郵便を JCF が受領してから 5 就業日以内に分析機関に送付しなければ受理されない.
  - (11) B 検体の分析は, 原則として A 検体の分析を実施した分析機関が行う.
  - (12) B 検体の開梱には, 競技者, 競技者あるいは JCF が指定する専門家, JCF の代表者が出席することができる.
  - (13) B 検体の分析には, 競技者あるいは B 検体の分析要求時にそうした要求があった場合に 1 名の代理人が立ち会うことができる. 分析機関は, 分析の妨害を避けるために立会人を制限することができる.
  - (14) 検査機関は, JCF アンチドーピング委員会の反対承認がない限り, 当事者との協議により B 検体の分析の日程を申請受領から 10 就業日以内に設定する.
  - (15) いかなる当事者も設定された日時に B 検体の分析に立ち会えないことを, B 検体の分析を無効にする理由として主張することはできない.
  - (16) B 検体の分析の費用は, 競技者が責任を

ての医薬品とその用量ならびに競技前 72 時間以内に競技者が受けた可能性のある薬物療法のリストを作成する義務を有する. これを行わない場合には, そのチームは競技参加の資格を失う.

持たなければならない。

- (17) 競技者は A 検体の分析結果を受け入れ、B 検体の分析を放棄することができる。それにもかかわらず JCF は B 検体の分析を続行できる。
- (18) B 検体が陰性を立証した場合、検査全体が陰性とみなされ、競技者、JCF および JADA には通知しなければならない。
- (19) 禁止物質あるいは禁止方法が特定された場合、発見されたものについて競技者、JADA、UCI および WADA に報告しなければならない。報告の写しは競技者のチームまたはクラブに送付できる。

(追跡調査)

- (20) JCF アンチドーピング委員会は、禁止リストの定めに従って追跡調査を行うものとする。当該追跡調査が完了した時点で、JCF アンチドーピング委員会は追跡調査の内容について競技者に対して速やかに通知するとともに、アンチドーピング委員会がアンチドーピング規則違反の主張を行うか否かについても競技者に対して速やかに通知する。
- (21) 追跡調査の費用は競技者の支出による。競技者に前払い金を要求できる。競技者がこれを拒否する場合、分析結果を受容したものとみなされ、事案はそれに応じて進められる。

(ステージ・レースと 6 日間競走における結果管理)

- (22) ステージ・レースあるいは 6 日間競走中に、ステージ・レースあるいは 6 日間競走において実施された検査の違反が疑われる分析結果受領時と、当条項(1)に記述される審査完了時に、JCF アンチドーピング委員会はチーフ・コミセールを介して、競技者に通知しなければならない。

チーフ・コミセールは、競技者の弁明聴取を行う。

- (23) B 検体の分析の要求は、全条項(22)に明記する通知から 3 時間以内に DCO に書面で提出しなければならない。

競技者には、申請が提出された時刻を記した受取証を発行しなければならない。

- (24) 等条項 12.(1)および(2)に記載する者が出席できることを目的とした B 検体の分析の延期は、分析申請日から最長 4 日までとする

- (25) DCO は、チーフ・コミセールに B 検体の分析報告書を提出する。

- (26) B 検体の分析結果が A 検体の分析結果を確証した場合、JCF アンチドーピング委員会は、当条項 14.(3)の目的のためにチーフ・コミセールに通知しなければならない。

#### 14. 暫定処置

- (1) 当条項 13.(1)から(20)に記述する調査後に、JCF アンチドーピング委員会が当条項 1.(1)あるいは(2)におけるアンチドーピン

グ違反が犯されたと判断した場合、JCF アンチドーピング委員会は、その見解により違反による競技者の結果に影響があると思われる、競技大会参加を当該競技者に禁じることができる。

禁止が発効する前、あるいは時宜よくその後、当該競技者は書面あるいは口頭による聴聞の機会を与えられる。JCFアンチドーピング委員会の委員長は、彼自身を含むJCFアンチドーピング委員会のメンバーあるいはDCOを、競技者の聴聞のために指名できる。

競技者を聴聞したJCFアンチドーピング委員会メンバー、あるいはDCOにより聴聞された場合はDCOよりの報告を受けたJCFアンチドーピング委員会委員長は、裁定を下さなければならない。

- (2) 当条項13.(1)に記述する最初の調査後で、当該競技大会の前夜あるいは期間中に、JCF アンチドーピング委員会が当条項1.(1)あるいは(2)のアンチドーピング違反があったであろうと判断した場合、およびその競技大会以前に競技結果に影響を与え得るアンチドーピング違反が行われたとJCF アンチドーピング委員会が判断した場合、JCF アンチドーピング委員会は当該競技大会からその競技者を失格とすることを要求できる。

この要求はチーフ・コミセールに対してなされる。チーフ・コミセールは当該競技者を召喚し、その競技大会から失格とするか否かを決定しなければならない。

- (3) 競技大会期間中で、当条項13.(1)に記述する審査適用後に、JCF アンチドーピング委員会が、当該競技大会中にアンチドーピング違反があったと判断した場合、JCF アンチドーピング委員会は、チーフ・コミセールに通知する。チーフ・コミセールはライセンス所持者を召喚し、聴聞しなければならない。チーフ・コミセールは、JCF アンチドーピング委員長または他のメンバーのしかるべき意見を基に、当該競技者を失格とし、あるいはライセンス所持者を競技大会から排除することができる。チーム・レース中に発生した当条項1.(1)あるいは(2)のアンチドーピング違反により競技者が失格となった場合、当該競技者の属するチームを、そのレースの最下位に降格しなければならない。ロードのステージ・レースの場合、聴聞機関の裁定後に当条項15.(24)の適用を条件として、当該チームに実タイムを与える。

- (4) 等条項14.(1),(2)および(3)による暫定処置は複合して課すことができる。こうした暫定処置は競技者支援スタッフにも、いかなる時期に宣言されたアンチドーピング違反についても、聴聞機関による裁定以前に課すことができる。

- (5) 上記に規定する暫定処置は、公正な競技を保護することを目的とする。アンチドーピング違反に対する裁定を損なったり、ライセンス所持者が無罪とされる場合には要求をすることはできない。

#### 15. 制裁措置と結果

(個人競技結果の自動的失効)

- (1) 競技会時検査に関わる当アンチドーピング規則の違反は、その競技における個人競技結果の自動的失効を招く。

(アンチドーピング規則違反があった競技大会における結果の失効)

- (2) 当条項(3)、(4)に規定される場合を除き、一競技大会に関連して生じたアンチドーピング規則違反は、下記規則に従い、当該競技大会で得た競技者の個人結果の失効を招く：

その違反が下記についての違反である場合

- a) 当条項1.(5)(改ざんする、または改ざんを企てること)、または
- b) 当条項1.(6)(所持すること)、または
- c) 当条項1.(7)(不法取引を実行すること)、または
- d) 当条項1.(8)(投与・使用すること、または投与・使用を企てること、およびあらゆる共犯関係)、

すべての競技者の個人結果が失効する。違反が下記に関係する場合、

- a) 指定物質以外の、禁止物質または禁止方法の存在、使用または使用の企て(当条項1.(1)および(2)); または
- b) 検体採取回避または検体採取の拒否(当条項1.(3)); または
- c) 競技者が重要な過失か怠慢でないと立証する時を除いて、検体採取(当条項1.(3))に服さないこと;

次の場合を除いて、すべての競技者の結果が失効する。(i) 違反があった競技大会以前の競技大会における場合で、競技者が陰性結果であった場合、および(ii) 第1項の競技大会以前の競技大会の場合。指定物質の存在、使用または使用の企てに関する違反の場合、違反があった競技以後の競技において獲得した競技者の結果は、これら結果が違反により影響を受けていなかったと間違いない場合を除いて、すべて失効する。

違反が検体採取を行わなかった場合で、競技者が重要な過失か怠慢でないと立証する場合、他の競技で競技者が得た結果は失効しない。

- (3) アンチドーピング違反が、禁止物質または禁止方法の存在、使用または使用の企て(当条項1.(1)および(2))に関する場合で、競技者が重要な過失か怠慢でないと立証する場合、この競技者のアンチドーピング違反が影

響を及ぼした範囲を除いて、他の競技で競技者が得た結果は失効しない。

- (4) 競技大会がステージ・レースの場合、アンチドーピング違反がいかなるステージであった場合も、競技大会から失格となる。ただし、(i) アンチドーピング違反が、禁止物質または禁止方法の存在、使用または使用の企てに関する場合で、(ii) 競技者が重要な過失か怠慢でないと立証する場合で、そして(iii) その競技者のアンチドーピング違反が彼のどのステージにも影響を与えていない場合を除く。

アンチドーピング違反が、指定物質の存在、使用または使用の企てに関する場合で、警告と懲戒が科された場合のみ、競技大会からの失格は任意となる。

競技者が競技大会から失格とならなかった場合、検査で陽性となったステージにおいて当該競技者が記録したタイムの1%が、個人順位における最終タイムに加算されなければならない。同ステージにおいて獲得したポイントは最終順位から減算される。アンチドーピング違反のあったステージに関連する賞金は没収される。

- (5) 当条項15.(2)から(4)のもののみみなされない事案では、競技大会における競技者の個人順位の失効は任意である。

(禁止物質および禁止方法に関する資格剥奪措置の賦課)

- (6) 当条項15.(7)に定められた指定物質を除いて、当条項1.(1)(禁止物質、その代謝物またはマーカの存在)、当条項1.(2)(禁止物質・禁止方法の使用、または使用の企て)、および当条項1.(6)(禁止物質または禁止方法の所持)の違反に対して課される資格剥奪の期間は、下記のとおりとする。

1回目の違反：2年間の資格剥奪

2回目の違反：一生涯にわたる資格剥奪

ただし、ライセンス所持者は、各事案において、当条項15.(9)および(10)に従って制裁措置の免除または軽減の根拠を立証する機会を制裁措置が課される前に与えられるものとする。

(指定物質に関する資格剥奪措置の賦課)

- (7) 指定物質の使用が治療目的であって競技能力の強化でないことを競技者が立証できる場合、当条項15.(6)の資格剥奪期間に代わって下記の措置を適用する。

1回目の違反：警告、戒告処分とし、将来の競技大会における資格剥奪期間の期間をゼロとする処置を最低限とし、資格剥奪期間は最長1年間までとする。

2回目の違反：2年間の資格剥奪。

3回目の違反：一生涯にわたる資格剥奪

奪.

ただし、ライセンス所持者は、当条項15.(9)および(10)に従って(2回目および3回目の違反の場合には)上記制裁措置の免除または軽減の根拠を立証する機会を制裁措置が課される前に与えられるものとする。

(その他のアンチドーピング規則違反に関する資格剥奪)

(8) その他のアンチドーピング規則違反に関する資格剥奪期間は、下記のとおりとする。

当条項1.(3)(検体採取の拒否・不出頭)または当条項1.(5)(ドーピング・コントロールの改ざん)に違反した場合、当条項1.(6)の資格剥奪期間を準用する。

当条項1.(7)(不法取引)または当条項1.(8)(禁止物質・禁止方法の投与・使用)に違反した場合、資格剥奪期間は、最低4年間から最長で一生涯とする。未成年を巻き込んだドーピングについては、特に重大な違反であると見なされ、さらに競技支援要員による違反が当条項15.(7)の指定物質以外のものである場合、当該競技支援要員に対して、一生涯にわたる資格剥奪が課されるものとする。さらに上記条項の違反がスポーツ以外の関連法令にも違反する場合、管轄の行政機関、専門機関または司法機関に対して報告が行われる場合がある。

当条項1.(4)(居所情報についての違反、検査に現れないこと)の違反に対して課される資格剥奪の期間は、下記のとおりとする。

1回目の違反: 3ヶ月から1年間の資格剥奪

2回目およびそれ以降の違反:

1年間から2年間の資格剥奪。

(資格剥奪期間の免除または軽減)

(9) 当条項1.(1)のアンチドーピング規則違反(禁止物質、その代謝物もしくはマーカーの存在)が関係する事案、または当条項1.(2)にいう禁止物質・禁止方法の使用に関する事案において、自己の違反に関する過失あるいは不注意が無かった旨を競技者が立証した場合、該当する資格剥奪期間を免除する。当条項1.(1)(禁止物質の存在)に違反する形で競技者の生体からの検体に禁止物質、そのマーカーまたは代謝物が検出された場合、自己の体内に禁止物質が入ってきた過程を競技者が立証しなければ、資格剥奪期間は免除されない。この条項が適用され、資格剥奪期間が免除された場合、当条項1.(6),(7)および当条項15.(14)から(16)にいう複数回の違反の資格剥奪期間を算定する場合に限り、アンチドーピング規則違反が発生したとは見なされない。

(10) この条項(10)が適用されるのは、当条項1.(1)に関するアンチドーピング規則違反(禁

止物質，その代謝物もしくはマーカ－の存在)，当条項1.(2)にいう禁止物質・禁止方法の使用に関する違反，当条項1.(3)にいう検体採取に現れないことに関する違反，または当条項1.(8)にいう禁止物質・禁止方法の投与・使用に関する違反のみに限られる。上記の違反が関係する個別案件において，完全に無過失であったことはライセンス所持者によって立証されていないものの，当該違反の実質的原因が自己の過失ではない旨が立証された場合，該当する資格剥奪期間を短縮できる。ただし，短縮後の資格剥奪期間は，所定の最低資格剥奪期間の半分未満にはならない。所定の資格剥奪期間が一生涯である場合，この条項に基づく短縮後の期間は8年間を下回らないものとする。当条項1.(1)に(禁止物質の存在)に違反する形で競技者の生体からの検体に禁止物質，そのマーカ－または代謝物が検出された場合，自己の体内に禁止物質が入ってきた過程を競技者が立証しなければ，資格剥奪期間は短縮されない。

(11) ライセンス所持者が聴聞機関に対して実体的な支援を提供したことにより，条項15.6.2にいう所持(競技支援要員による所持)，当条項1.(7)(不法取引)または当条項1.(8)(競技者に対する投与)を伴う形で競技者以外の者によるアンチドーピング規則違反があった旨を当該アンチドーピング機関が発見・立証できた場合においても，そのアンチドーピング機関は資格剥奪期間を短縮できる。ただし，短縮後の資格剥奪期間は，所定の最低資格剥奪期間の半分未満にはならない。所定の資格剥奪期間が一生涯である場合，この条項に基づく短縮後の期間は8年間を下回らないものとする。

(12) 科せられた制裁が，本アンチドーピング規則で定めている最高限界を越えた場合，当該罰金または資格停は，自動的にこの最高限界まで減じられる。これにより，上訴権が損なわれることはない。

(ドーピングの申告または自認)

(13) ライセンス所持者がアンチドーピング違反を申告または自認した場合には，申告または自認の日に陽性検査結果が出たものとみなされる。自認または申告の対象となる事実を何らかの特定の場合に関連付けることができる場合には，当該競技大会が行われた時点に有効であった罰則を適用する。

(潜在的な複数違反の規則)

(14) 当条項15.(6)，(7)，(8)に基づいて制裁措置を課す場合，制裁措置の賦課を目的として2回目のアンチドーピング規則違反とみなされるのは，競技者等が1回目のアンチドーピング規則違反の通知を受けた後，またはアンチドーピング機関が第1回目のアンチドーピ

ング規則違反の通知を行うよう相当の努力を行った後に、当該競技者等が2回目のアンチドーピング規則違反を犯した旨をアンチドーピング機関が立証できる場合に限られる。アンチドーピング機関が上記の事実を立証できない場合、当該違反の回数は全体で1回であるとみなされるものとし、双方の違反を比較して重い方の制裁措置が課されるものとする。

(15) 同一のドーピング・コントロールに基づいて、当条項15.(7)にいう指定物質とそれ以外の禁止物質・方法を伴う形で競技者がアンチドーピング規則違反を犯したことが判明した場合、当該競技者が犯したアンチドーピング規則違反の回数は1回であるとみなされる。ただし、課される制裁は、禁止物質・禁止方法の性質に応じて、最も厳しいものが課されるものとする。

(16) 競技者のアンチドーピング規則違反が2回に及ぶことが判明し、そのうち1回が当条項15.(7) (指定物質)にいう指定物質を伴うものであり、かつもう1回について当条項15.(6)の制裁措置の適用対象となる禁止物質・禁止方法、または当条項15.(8)の制裁措置の適用対象となる違反を伴う場合、第2回目の違反に課される制裁措置は、最低2年間、最高で3年間の資格剥奪とする。また、当条項15.(7)の指定物質と当条項15.(6)または当条項15.(8)にいうその他のアンチドーピング規則違反が組み合わせられた形で競技者のアンチドーピング規則違反が3回目になることが判明した場合、当該競技者が受ける制裁措置は、一生涯にわたる資格剥奪とする。

(17) アンチドーピング違反が、他の違反に対して与えられた有罪宣告を考慮せずに制裁を科された場合、この事案をアンチドーピング委員会は再開できる。

(18) アンチドーピング違反が、既に制裁を科された他の違反に先立ってなされたことが発見されたなら、前者を2回目ないしそれ以降の違反として制裁しなければならない。

(アンチドーピング違反後の競技結果の失効)

(19) 当条項15.(1)に従った競技における結果の自動的失効に加えて、陽性検体が採取された日(競技会検査であるか競技外検査であるかは問わない)あるいは他のドーピング違反の発生からいかなる資格停止期間の開始までに得られた競技結果は、公平性の観点から別の措置を要する場合を除き、すべての競技結果が失効する。

解説: 競技者のアンチドーピング規則違反により影響を及ぼされない競技結果が失効することは公正でないとみなされる。

(資格剥奪期間の開始)

(20) 資格剥奪期間は、資格剥奪を裁定した聴

聞会の裁定が下された日、または聴聞会が放棄された場合には、受諾などの方法で資格剥奪措置が課された日から始まる。当条項14.(1)から(5)に従って課されたあるいは自発的な暫定的資格停止処分の期間、および当条項15.(19)によりそれに引き続く競技結果が失効した期間は、資格剥奪期間の合計期間に算入するものとする。聴聞会過程などのドーピング・コントロールの各種側面においてライセンス所持者の責任に属さない事由により遅延が発生するなど、公平性の観点から必要と判断される場合、聴聞機関は、アンチドーピング違反の日付まで、資格剥奪期間の始期を遡及させることができる。

(資格回復のための検査)

- (21) 資格剥奪期間の終了時に資格を回復する条件として、競技者は、暫定的資格停止期間中または資格剥奪期間中において、UCIおよび規程下に検査権限を有するアンチドーピング機関の競技外検査を受けなければならない。求めを受けた場合には正確な最新の居所情報も提出しなければならない。
- (22) 資格剥奪期間中に引退し、UCIの検査対象リストから除外された後に資格回復を希望する場合、UCIと所属の国内連盟に対して通知を行い、引退した日付時点で残存していた資格剥奪期間と等しい期間内に競技外検査を受けるまで、その競技者の資格回復を認めないものとする。

(チームに対する処置)

- (23) 次条項(24)に規定する場合を除き、競技者がチーム・メンバーとして参加したチーム競技に関連してアンチドーピング違反を犯したことを発見された場合、そのチームをその競技から失格としなければならない。  
当条項15.(2) a または、あるいは当条項15.(3)により、同じ競技大会の他の競技において競技者が失格となった場合、その競技者がメンバーであったいかなるチームも、構成を変えたり構成から外したりしても、その競技者と同じ競技から失格とする。
- (24) ステージ・レースにおけるチーム・タイムトライアル・ステージにおいては、そのチームをステージ最下位に降格し、実タイムを与え、総合成績においては10分のタイム・ペナルティを与えなければならない。同一のチーム・タイムトライアル・ステージにおいて複数の競技者がアンチドーピング違反を犯したことを発見されたチームは、そのステージ・レースから失格となる。

#### 16. 薬物治療

- (1) JCF アンチドーピング委員会が指定した競技大会においては、チーム監督は、各競技者が服用しているすべての医薬品とその用量ならびに競技前72時間以内に競技者が受けた可能性のある薬物療法のリストを作成し、



**付表 2-1 : ロード・レースの区分 (クラス)**

1. 国際 (世界+大陸) 競技日程			国際 (世界+大陸) 競技日程		
クラス	サーキット	参加	クラス	サーキット	参加
オリンピック競技大会	世界	UCI 規則第 XI 部による	オリンピック競技大会	世界	UCI 規則第 XI 部による
世界選手権大会	世界	ナショナル・チーム, UCI 世界選手権規則に従う	世界選手権大会	世界	ナショナル・チーム, UCI 世界選手権規則に従う
ME UCI プロツアー	世界	- UCI プロチーム, 義務的に - UCI プロフェッショナル・コンチネンタル・チーム, ワイルド・カードおよび招待により			
大陸選手権大会	大陸	ナショナル・チーム, UCI 大陸選手権規則に従う	大陸選手権大会	大陸	ナショナル・チーム, UCI 大陸選手権規則に従う
大陸競技大会	大陸	ナショナル・チーム, UCI 大陸競技大会規則に従う	大陸競技大会	大陸	ナショナル・チーム, UCI 大陸競技大会規則に従う
			<u>UCI ワールド・カレンダー</u>	<u>UCI プロツアー</u>	- <u>UCI プロチーム, 義務的に</u> - <u>UCI オーガナイズ協定により主要ステージ・レースのひとつに参加資格を持つチーム</u> - <u>UCI プロフェッショナル・コンチネンタル・チーム, ワイルド・カード資格があり, バイオロジカル・パスポート計画に参加しているチーム</u> <b>△</b> <u>条項 2.15.154 が適用される場合: 開催国のナショナル・チーム</u>
				<u>ヒストリカル (歴史的)</u>	- <u>UCI オーガナイズ協定により主要ステージ・レースのひとつに参加資格を持つチーム</u> - <u>UCI プロチーム</u> - <u>UCI プロフェッショナル・コンチネンタル・チーム, バイオロジカル・パスポート計画に参加しているチーム</u>
ME HC (1.HC+2.HC)	UCI ヨーロッパ・ツアー	- UCI プロチーム (最多 50%) - UCI プロフェッショナル・コンチネンタル・チーム - UCI 開催国のコンチネンタル・チーム	ME+MU HC (1.HC+2.HC)	UCI ヨーロッパ・ツアー	UCI プロチーム (最多 <b>80%</b> ) UCI プロフェッショナル・コンチネンタル・チーム UCI 開催国のコンチネンタル・チーム <b>主催者の国のナショナル・チーム</b>
ME 1 (1.1+2.1)	UCI ヨーロッパ・ツアー	- UCI プロチーム (最多 50%) - UCI プロフェッショナル・コンチネンタル・チーム - UCI コンチネンタル・チーム - ナショナル・チーム	ME+MU 1 (1.1+2.1)	UCI ヨーロッパ・ツアー	- UCI プロチーム (最多 50%) - UCI プロフェッショナル・コンチネンタル・チーム - UCI コンチネンタル・チーム - ナショナル・チーム
ME 2 (1.2 + 2.2)	UCI ヨーロッパ・ツアー	- UCI 開催国のプロフェッショナル・コンチネンタル・チーム - UCI コンチネンタル・チーム - ナショナル・チーム - 地域およびクラブ・チーム	ME+MU 2 (1.2 + 2.2)	UCI ヨーロッパ・ツアー	- UCI 開催国のプロフェッショナル・コンチネンタル・チーム - UCI コンチネンタル・チーム - ナショナル・チーム - 地域およびクラブ・チーム
ME HC (1.HC+2.HC)	UCI アフリカ・ツアー UCI アメリカ・ツアー UCI アジア・ツアー UCI オセアニア・ツアー	- UCI プロチーム (最多 50%) - UCI プロフェッショナル・コンチネンタル・チーム - UCI コンチネンタル・チーム - ナショナル・チーム	ME+MU HC (1.HC+2.HC)	UCI アフリカ・ツアー UCI アメリカ・ツアー UCI アジア・ツアー UCI オセアニア・ツアー	- UCI プロチーム (最多 50%) - UCI プロフェッショナル・コンチネンタル・チーム - UCI コンチネンタル・チーム - ナショナル・チーム
ME 1 (1.1+2.1)	UCI アフリカ・ツアー UCI アメリカ・ツアー UCI アジア・ツアー UCI オセアニア・ツアー	- UCI プロチーム (最多 50%) - UCI プロフェッショナル・コンチネンタル・チーム - UCI コンチネンタル・チーム - ナショナル・チーム	ME+MU 1 (1.1+2.1)	UCI アフリカ・ツアー UCI アメリカ・ツアー UCI アジア・ツアー UCI オセアニア・ツアー	- UCI プロチーム (最多 50%) - UCI プロフェッショナル・コンチネンタル・チーム - UCI コンチネンタル・チーム - ナショナル・チーム
ME 2 (1.2+2.2)	UCI アフリカ・ツアー UCI アメリカ・ツアー UCI アジア・ツアー UCI オセアニア・ツアー	- UCI プロフェッショナル・コンチネンタル・チーム - UCI コンチネンタル・チーム - ナショナル・チーム - 地域およびクラブ・チーム	ME+MU 2 (1.2+2.2)	UCI アフリカ・ツアー UCI アメリカ・ツアー UCI アジア・ツアー UCI オセアニア・ツアー	- UCI プロフェッショナル・コンチネンタル・チーム - UCI コンチネンタル・チーム - ナショナル・チーム - 地域およびクラブ・チーム <b>アフリカのミックス・チーム</b>
ME 2 (N カップ) (1.2+2.2)	大陸	- ナショナル・チーム - 混成チーム	ME 2 (N カップ) (1.2+2.2)	大陸	- ナショナル・チーム - 混成チーム

MU 2 (1.2 + 2.2)	大陸	- UCI 開催国のプロフェッショナル・コンチネンタル・チーム - UCI コンチネンタル・チーム - ナショナル・チーム - 地域およびクラブ・チーム - 混成チーム	MU 2 (1.2 + 2.2)	大陸	- UCI 開催国のプロフェッショナル・コンチネンタル・チーム - UCI コンチネンタル・チーム - ナショナル・チーム - 地域およびクラブ・チーム - 混成チーム
WE Wcup	世界	- UCI 女子チーム - ナショナル・チーム - 地域およびクラブ・チーム	WE Wcup	世界	- UCI 女子チーム - ナショナル・チーム - 地域およびクラブ・チーム
WE 1 (1.1+2.1)	世界	- UCI 女子チーム - ナショナル・チーム* - 地域およびクラブ・チーム*	WE 1 (1.1+2.1)	世界	- UCI 女子チーム - ナショナル・チーム* - 地域およびクラブ・チーム*
WE 2 (1.2+2.2)	世界	- UCI 女子チーム - ナショナル・チーム* - 地域およびクラブ・チーム* - 混成チーム	WE 2 (1.2+2.2)	世界	- UCI 女子チーム - ナショナル・チーム* - 地域およびクラブ・チーム* - 混成チーム
*これらチームに、ライセンス発行国内連盟よりの許可を条件として、18歳的女子競技者は加わることができる			*これらチームに、ライセンス発行国内連盟よりの許可を条件として、18歳的女子競技者は加わることができる		
MJ NCup (1.NCup +2.NCup)	世界	- ナショナル・チーム - 地域およびクラブ・チーム - 混成チーム	MJ NCup (1.NCup +2.NCup)	世界	- ナショナル・チーム - 地域およびクラブ・チーム - 混成チーム
MJ 1 (1.1+2.1)	世界	- ナショナル・チーム - 地域およびクラブ・チーム - 混成チーム	MJ 1 (1.1+2.1)	世界	- ナショナル・チーム - 地域およびクラブ・チーム - 混成チーム
WJ 1 (1.1+2.1)	世界	- ナショナル・チーム - 地域およびクラブ・チーム - 混成チーム WJ 1	WJ 1 (1.1+2.1)	世界	- ナショナル・チーム - 地域およびクラブ・チーム - 混成チーム WJ 1
M M WM	世界	- ナショナル・チーム - 地域およびクラブ・チーム	M M WM	世界	- ナショナル・チーム - 地域およびクラブ・チーム

<b>4. ステージ・レースの最大期間は以下による:</b>		<b>ステージ・レースの最大期間は以下による:</b>	
レース	最大	レース	最大
UCI プロツアー	主要ステージ・レース 新規競技大会	UCI プロツアー	新規競技大会
	15日~23日 期間はプロフェッショナル自転車競技評議会が決定する		期間はプロフェッショナル自転車競技評議会が決定する
UCI コンチネンタル・サーキット	各大会の最大期間は2004年と同じでなければならない。オー・クラス、クラス 1、クラス 2 の新規大会の期間は、理事会による例外が認められない限り、5日間に限られる。	UCI <b>ワールド・カレンダー・ヒストリック・クラス</b> およびコンチネンタル・サーキット	各大会の最大期間は2004年と同じでなければならない。オー・クラス、クラス 1、クラス 2 の新規大会の期間は、理事会による例外が認められない限り、5日間に限られる。
エリート女子ワールド・サーキット	各大会の最大期間は2004年と同じでなければならない。クラス 1、クラス 2 の新規大会の期間は、理事会による例外が認められない限り、6日間に限られる。	エリート女子ワールド・サーキット	各大会の最大期間は2004年と同じでなければならない。クラス 1、クラス 2 の新規大会の期間は、理事会による例外が認められない限り、6日間に限られる。
ジュニア男子およびジュニア女子ワールド・サーキット	各大会の最大期間は2004年と同じでなければならない。新規大会の期間は、理事会による例外が認められない限り、4日間に限られる。	ジュニア男子およびジュニア女子ワールド・サーキット	各大会の最大期間は2004年と同じでなければならない。新規大会の期間は、理事会による例外が認められない限り、4日間に限られる。

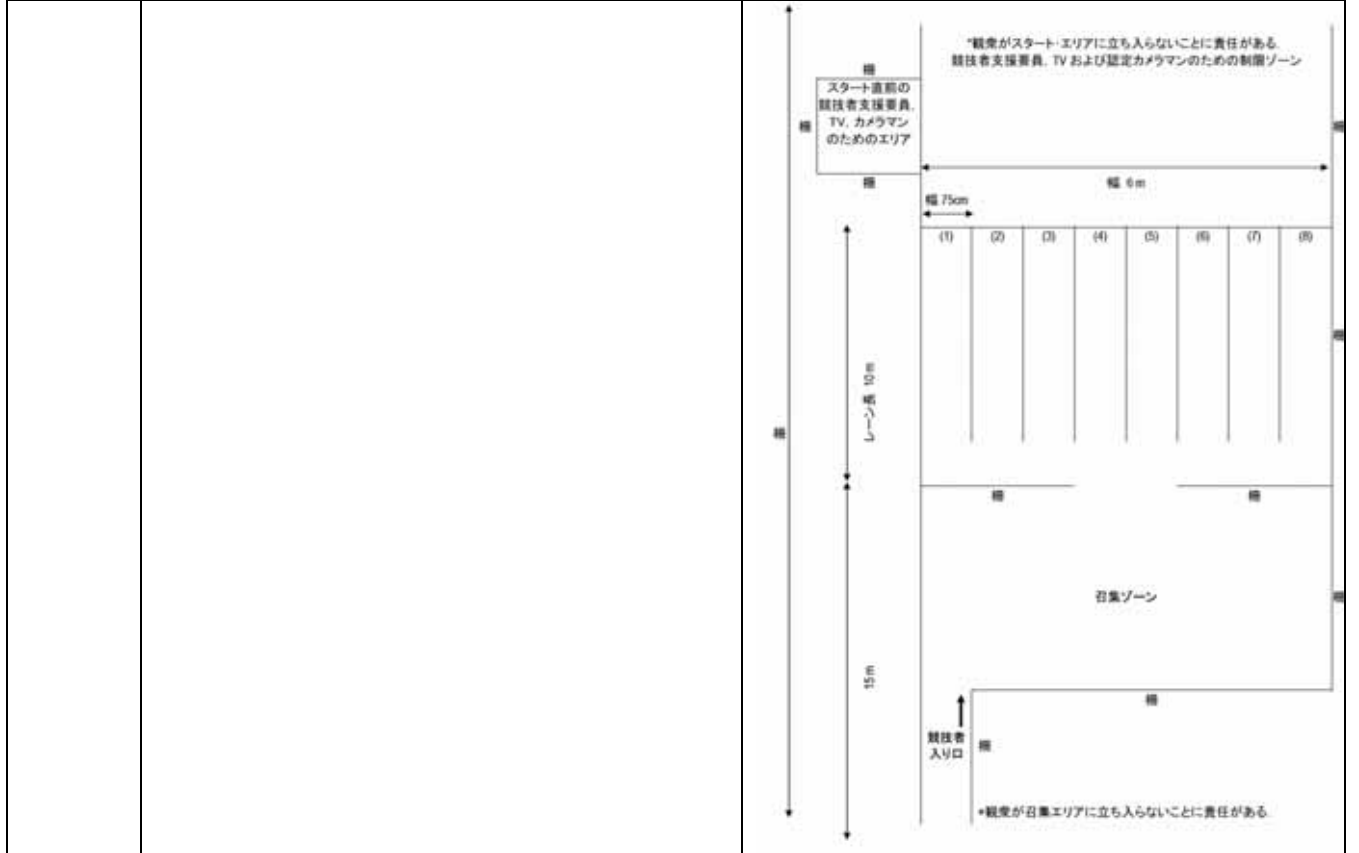
### 付表3:ペナルティ表

1.	罰金およびタイム・ペナルティ			罰金およびタイム・ペナルティ		
	ロード	男子エリート世界選手権 オリンピック・男子エリート UCI プロツアー クラス HC および1 -男子エリート	その他の競技		ロード	男子エリート世界選手権 オリンピック・男子エリート <b>ワールド・カレンダー</b> クラス HC および1 -男子エリート
37 bis				37 bis	自転車競技のイメージを損なう、機材上の援助、飲食料補給およびチーム監督の行動	1回目の違反: チーム監督: 30 - 100 同じステージまたは大会における2回目の違反: - ワンデイ・レース: 当該レースの最後まで車両を車列最後に下げる。 - ステージ・レース: 当該ステージの最後まで車両を車列最後に下げる。 同じステージまたは大会における3回目の違反: チーム監督: 競技からの除外 チーム: 車両を、復帰の可能性なしに、競技終了まで除外する
						1回目の違反: チーム監督: 20 - 100 同じステージまたは大会における2回目の違反: - ワンデイ・レース: 当該レースの最後まで車両を車列最後に下げる。 - ステージ・レース: 当該ステージの最後まで車両を車列最後に下げる。 同じステージまたは大会における3回目の違反: チーム監督: 競技からの除外 チーム: 車両を、復帰の可能性なしに、競技終了まで除外する

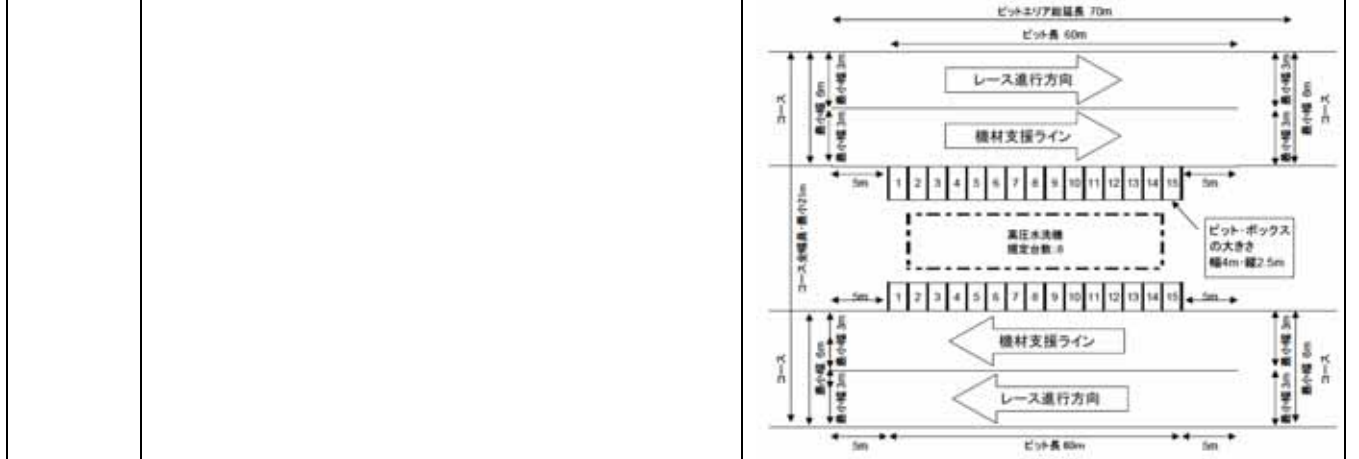
**付表 5-1 : 自転車競技場および施設に関する基準要項**

7 - 4 .	周長の測定値は、センチメートル単位とし、6 ミリメートル以上は切り上げ、6 ミリメートル未満は切り捨てる。	周長の測定値は、 <b>6 ミリメートル以上を切り上げ、6 ミリメートル未満は切り捨ててセンチメートル単位とする。</b>
---------	---	---

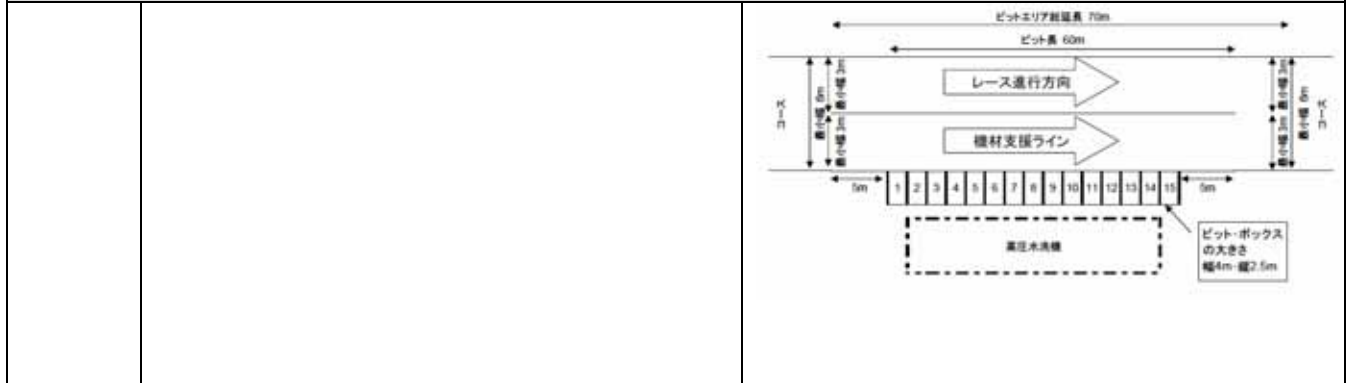
**付表 9-1 : シクロクロスのスタート・エリア**



**付表 9-2 : シクロクロスの補給ゾーン(ダブルビット)**



**付表 9-3 : シクロクロスの補給ゾーン(シングルビット)**



**付表 10-1 : アンチドーピング検査対象競技者の選定基準**

<p>1.</p>		<p><u>アンチドーピング委員会が特に指示しない場合は以下の基準による。</u>  <b>ワンデイ・レース(すべての競技)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 一般規則             <ol style="list-style-type: none"> <li>1.優勝者</li> <li>2.検査官が無作為に選出した 2 名の競技者</li> </ol> </li> <li>• ハーフ・ステージ             <ol style="list-style-type: none"> <li>1.第 1 ハーフ・ステージの勝者</li> <li>2.第 2 ハーフ・ステージの勝者</li> <li>3.それぞれのハーフ・ステージについて検査官が無作為に選出した 1 名ずつの競技者</li> </ol> </li> <li>• チーム競技             <ol style="list-style-type: none"> <li>1.優勝チームから検査官が無作為に選出した 1 名の競技者</li> <li>2.他のすべてのチームから検査官が無作為に選出した 2 名の競技者</li> </ol> </li> </ul>
<p>2.</p>		<p><b>ステージ・レース(プロログを含むすべての競技)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 一般規則             <ol style="list-style-type: none"> <li>1.ステージの優勝者</li> <li>2.ステージ終了時の総合順位の首位の競技者</li> <li>3.検査官が無作為に選出した 2 名の競技者</li> </ol> </li> <li>• チーム・タイム・トライアルのステージ             <ol style="list-style-type: none"> <li>1.優勝チームから検査官が無作為に選出した 1 名の競技者</li> <li>2.ステージ終了時の総合順位首位の競技者</li> <li>3.他のすべてのチームから検査官が無作為に選出した 2 名の競技者</li> </ol> </li> <li>• ハーフ・ステージ             <ol style="list-style-type: none"> <li>1.第 1 ハーフ・ステージの優勝者</li> <li>2.第 2 ハーフ・ステージの優勝者</li> <li>3.第 2 ハーフ・ステージ終了時の総合順位首位の競技者</li> </ol> </li> </ul>
<p>3.</p>		<p><b>タイム・トライアルレース</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 個人             <ol style="list-style-type: none"> <li>1.上位 3 名の競技者</li> <li>2.検査官が無作為に選出した 2 名の競技者</li> </ol> </li> <li>• チーム             <ol style="list-style-type: none"> <li>1.優勝チームから検査官が無作為に選出した 1 名の競技者</li> <li>2.第 2 位のチームから検査官が無作為に選出した 1 名の競技者</li> <li>3.無作為に選出された 4 チームのそれぞれから検査官が無作為に選出した各 1 名の競技者</li> </ol> </li> </ul>
<p>4.</p>		<p><b>トラックレース(すべての競技種目)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 個人             <ol style="list-style-type: none"> <li>1.優勝者</li> <li>2.検査官が無作為に選出した 1 名の競技者</li> </ol> </li> <li>• 団体             <ol style="list-style-type: none"> <li>1.優勝チームから検査官が無作為に選出した 1 名の競技者</li> <li>2.他のすべてのチームから検査官が無作為に選出した 1 名の競技者</li> </ol> </li> </ul>



召喚状には聴聞の日時、場所を示さなければならない。

(3) 関係当事者が不可抗力を立証できる場合を除き、聴聞会の延期は 1 回のみで、最大 8 日間とする。

(4) ライセンス所持者は聴聞を放棄することもできる。この場合、その件の検討は書面にて実施する。

## 2. 被告側の権利

(5) JCF の規則に従い、管轄権のある聴聞パネル (JCF においては審査委員会) により、ライセンス所持者は意見を聴聞され、その事件は調査される。

(6) UCI アンチドーピング規則により、他の規則によらず、JCF 審査委員会は事件について聴取する。

JCF が外部の聴聞パネルに事件を付託する時、この聴聞パネルは、事件の聴取を引き受けることにより、UCI アンチドーピング規則の適用を受け入れる。JCF は、外部の聴聞パネルが当アンチドーピング規則を順守することに責任がある。

(7) 聴聞パネルにおける手続きは、以下の条項を考慮しつつ、聴聞パネルの手続き規則に従わなければならない。

聴聞パネルは公平で不偏でなければならない。

ライセンス所持者は、審理記録の内容を閲覧する権利を有する。各当事者は、費用自己負担で、コピーを入手することができる。さらに、聴聞会の間に審理記録を閲覧することができる。

当事者は、提出しようとするすべての陳述書および書類をできる限り早い機会に互いに提供し合う。当事者は同時に、UCI にもこれらの書類を送付しなければならない。これに違反した場合は最小 200 スイスフラン、最大 1,000 スイスフランの罰金を科される。

UCI はその件についての資料全体 (聴聞会の議事録および当事者が提出した書類を含む) のコピーを要求することができる。聴聞機関または国内連盟が 1 週間以内にこの件の文書を UCI に提供しない場合、当該国内連盟は最小 5,000 スイスフラン、最大 10,000 スイスフランの罰金で制裁される。

UCI は、書面にてあるいは聴聞時にそれぞれの件において、意見を述べ、制裁を科す要求をすることができる。

UCI は、事件の完全なファイルを受領しその見解を出す前に聴聞が行なわれないよう、要請することができる。

この場合において、UCI がその見解を出す前に聴聞が行なわれたなら、国内連盟は最小 5,000 スイスフラン、最大 10,000 スイスフランの罰金で制裁される。

UCI がその見解を出さず、あるいはその権利を放棄する事実は、UCIの不服申立て権を制限するものではない。

その件の当事者のいずれかが要求した場合、あるいは、下記の者が自ら要求した場合には、下記の者の意見聴聞も行う：主催者が所属する国内連盟、分析を実施した分析機関、ドーピング・コントロール・オフィサー、メディカル・インスペクタ、証人および専門家証人。

上記の者の審理への呼び出しと経費については、関係当事者が責任を有する。関係当事者は、同時に、他の当事者および聴聞パネルに通知を行う。

ライセンス所持者が特に要求しない限り、聴聞会は公開で行う。

聴聞パネルの議長は、公共の利益の理由から、あるいは、プライバシー保護または医学上の守秘の見地から正当化される場合には、当然の権利として聴聞会の全体または一部の間、一般大衆の入室を禁止することもできる。

各当事者は、書面による許可の提示を条件として、資格を有する弁護士あるいは代理人を代理とする権利を有する。当事者は、当事者が選択する他のあらゆる者の補助を受けることができる。

召喚された各当事者ならびにあらゆる証人および専門家証人を、電話あるいは書面提出による宣誓の聴聞パネルの裁量による受諾を条件として、聴聞しなければならない。ライセンス所持者は、最後に発言する権利を有する。

召喚された当事者が出頭しない場合には、審議は当該当事者の欠席のまま進行する。この場合の決定は、当該当事者の正式な意見聴聞後に行われたものとみなされる。

ライセンス所持者が審理の言語の十分な知識がないと聴聞機関が判断した場合、ライセンス所持者は聴聞において通訳を使う権利を有する。聴聞パネルは通訳の身元と経費負担について決定する。

各当事者は、証人と専門家のための通訳の費用について責任を持たなければならない。

#### (8) 聴聞パネルの決定

聴聞パネルによる決定には、召喚されたあるいは意見聴聞された当事者の身分情報を示し、手続きの簡単な要約を記載する。

決定には、決定を下した者の名前を示し、これらの者が署名する。

決定には、日付を入れ、理由を示す。

決定には、該当する場合、競技者の検体中に発見された、あるいは競技者が使用し

た禁止物質または禁止方法を示す。  
決定には、ライセンス所持者に下された制裁を示し、資格停止期間の理由を説明しなければならない。

決定には、資格停止期間の開始日と期間、および暫定的資格停止と暫定的処置の期間の控除を示さなければならない。それにはまた、競技者が失格となった競技大会、金銭的制裁および費用も示さなければならない。

(9) 聴聞の費用

UCI アンチドーピング規則条項 275 を条件とし、明白に正当化された決定がない場合、各当事者は生じた費用を負担しなければならない。

ライセンス所持者がアンチドーピング規則違反に有罪と認められた場合、その者は下記を負担しなければならない：

1. 聴聞パネルの決定に従っての審理費用。
2. UCIによる結果の管理費用；より高額がUCIから請求され、聴聞機関に決定された場合を除いて、この費用は1000スイスフランとする。
3. 当てはまる場合、B検体の分析費用。国内連盟は連帯して、あるいは個別にUCIに支払う責任を負う。

ライセンス所持者は、決定を受けない場合も、第2項と第3項の費用を負わなければならない。ライセンス所持者の無罪が宣言された場合には、決定中で指定された当事者が第2項の費用を負担する。

(10)聴聞パネルの決定の通知

聴聞パネルの議長が署名した、決定の完全なコピー最少1部を、ライセンス所持者とUCIに送付しなければならない。これらのコピーは、決定日から3就業日以内に受取証明付き書留郵便で送付しなければならない。UCIは、決定文を、WADAおよびライセンス所持者の国内アンチドーピング機関に送付しなければならない。

当条項の条件に従った決定の受領のみが、不服申立て期間を開始するものとする。

(国内レベルでの不服申立ての排除)

3. ライセンス所持者が所属する国内連盟の聴聞パネルが下した決定については、同じ国内連盟の範囲内では他の機関に(不服申立て委員会、裁判所等)不服申立てはできないものとする。

(UCI アンチドーピング規則下における国内水準のライセンス所持者)

(11)JCF は、UCI アンチドーピング規則条項 203 において付託される国内水準のライセンス所持者の聴聞を、第 99 条 26.および 27.の手続き上の要求に従って、実施するものとする。

(12)JCF は、聴聞過程の状況と発見について、内部的不服申立ておよび審査も含んで、常によく

		<p>UCI に情報を伝えなければならない。          JCF は、すべての決定と不服申立て行為の写しを UCI に送付しなければならない。          (13) 聴聞過程の完了が不合理に遅れたとき、その遅延が JCF の内部的不服申立て過程の水準で、何の決定もなされず直接 CAS に不服申立てされるなら、UCI はその事件をスポーツ仲裁裁判所(CAS)からの 1 人の仲裁人に直接持っていくことを選択できる。</p>
--	--	---

### 競技者登録規程

<p>第 4 条 登録競技者はプロフェッショナル(以下「プロ」という)、アマチュア(以下「アマ」という)、ビギナーに区分し、性別によって、男・女に分類する。          カテゴリー; プロ(区分: “P”)</p> <p>(1) 本連盟競技登録者規程による、プロフェッショナル登録競技者。          (2) 日本国を代表して、オリンピック競技大会、世界選手権大会等の国際競技大会に参加することができる。          (3) 本連盟および本連盟加盟の主催団体が認めたとき、アマ競技会へ参加することができる。          (4) 別表に定める競技会に参加する資格がある。</p> <p>カテゴリー; アマ</p> <p>(1) 本連盟登録者規程による、アマチュア登録競技者。          (2) 日本国を代表して、オリンピック競技大会、世界選手権大会等の国際競技会に参加することができる。          (3) 当該暦年中に達する年齢によりジュニア、アンダー 23, エリートに区分する。          ジュニア(区分: “J”): ~ 18 歳の競技者          アンダー 23(区分: “U”): 19 歳 ~ 22 歳の競技者          エリート(区分: “E”): 23 歳以上の競技者          (4) 競技別の競技実績によりクラス分けを行い、競技を行うことができる。          (5) 登録競技者競技別ランキング制度は別に定める。          (6) 本連盟およびプロ協会が認めたとき、プロ競技会へ参加することができる。          (7) 別表に定める競技会に参加する資格がある。</p> <p>カテゴリー; ビギナー(区分: “B”)</p> <p>(1) カテゴリー, プロ, アマ以外の競技者。          (2) 当該暦年中に 16 歳未満の競技者は原則としてすべてビギナー登録とする。          (3) 別表に定める競技会に参加する資格がある。          (4) 本連盟または加盟団体の実施する競技会に参加するときは、本連盟競技者規程および競技規則を順守しなければならない。</p>	<p>登録競技者はプロフェッショナル(以下「プロ」という)、アマチュア(以下「アマ」という)、ビギナーに区分し、性別によって、男・女に分類する。          カテゴリー; プロ(区分: “P”)</p> <p>(5) 本連盟競技登録者規程による、プロフェッショナル登録競技者。          (6) 日本国を代表して、オリンピック競技大会、世界選手権大会等の国際競技大会に参加することができる。          (7) 本連盟および本連盟加盟の主催団体が認めたとき、アマ競技会へ参加することができる。          (8) 別表に定める競技会に参加する資格がある。</p> <p>カテゴリー; アマ</p> <p>(1) 本連盟登録者規程による、アマチュア登録競技者。          (2) 日本国を代表して、オリンピック競技大会、世界選手権大会等の国際競技会に参加することができる。          (3) 当該暦年中に達する年齢により <b>ユース</b>、ジュニア、アンダー 23, エリートに区分する。  <b>ユース(区分: “Y”): 17 歳未満の競技者</b>          ジュニア(区分: “J”): <b>17 歳</b> ~ 18 歳の競技者          アンダー 23(区分: “U”): 19 歳 ~ 22 歳の競技者          エリート(区分: “E”): 23 歳以上の競技者          (4) 競技別の競技実績によりクラス分けを行い、競技を行うことができる。          (5) 登録競技者競技別ランキング制度は別に定める。          (6) 本連盟およびプロ協会が認めたとき、プロ競技会へ参加することができる。          (7) 別表に定める競技会に参加する資格がある。</p>
--	--

別表 2 : カテゴリー別競技会参加資格(トラック・ロード)

競 技 大 会	EP	E	U23	J	B
全日本選手権大会(エリ・ト)					
全日本選手権大会(アンダー23)					
全日本選手権大会(ジュニア)					
全日本プロフェッショナル選手権大会					
全日本アマチュア選手権大会					
JOCジュニア選手権大会					
国民体育大会					
都道府県対抗大会					
学連,実業団,高体連等の全国大会	大会規則による				
地域競技大会(プロフェッショナル)					
地域競技大会(アマチュア)					
都道府県内での競技大会	大会規則による				
チャレンジロードレース大会					

ただし,それぞれの競技会の要項で定める場合は,上記の表に定めたカテゴリ以外の者の参加を認めることができる.

**財団法人日本自転車競技連盟アンチドーピング規程**

1.	<p><b>世界ドーピング防止規程および日本ドーピング防止規程</b></p> <p>1.1 財団法人日本自転車競技連盟(以下,「本連盟」という.)は世界ドーピング防止規程(以下,「WADA 規程」という.)および日本ドーピング防止規程(以下,「JADA 規程」という.)に基づき,ドーピング・コントロールの開始,実施に対する責任を担うこととなった. ただし,このことは国際自転車競技連合(以下,「UCI」という.)が,その規則によりアンチドーピングを監理すること,これに本連盟が従い,協力することを妨げるものではない.</p> <p>1.2 WADA 規程に基づき,本連盟は以下の役割および責任等を担うものとする.</p> <p>(1) ドーピング防止方針および規則が WADA 規程および日本ドーピング防止規程に準拠すること.</p> <p>(2) 本連盟加盟団体のドーピング防止方針および規則が WADA 規程および日本ドーピング防止規程に準拠することを加盟または承認の条件とすること.</p> <p>(3) (財)日本アンチ・ドーピング機構(以下,「JADA」という.)と協力すること.</p> <p>(4) 本連盟加盟団体に通常登録していない競技者に対し,日本代表選手団の一員としてオリンピック競技大会に参加するための条件として,オリンピック競技大会の開催日の1年前から,要求された検体採取を受け,正確な最新の居場所情報を JADA に対し定期的に提出するよう義務付けること.</p> <p>(5) WADA 規程または日本ドーピング防止規程に違反した競技者または競技者支援要員に対し,資格停止期間中,交付金および助成金の交付の全部または一部を停止すること.</p> <p>(6) ドーピング防止教育を奨励すること.</p>
2.	<p><b>アンチドーピング規程の適用</b></p> <p>2.1 本規程は以下の者に対して適用される.</p> <p>(1) 本連盟</p> <p>(2) 競技者</p> <p>(3) 日本代表選手団のメンバー</p> <p>(4) 競技者支援要員</p> <p>(5) 本連盟加盟団体</p> <p>2.2 ドーピング防止規則違反に対し,制裁措置が適用される.</p>

3.

### **義務**

- 3.1 競技者は、以下の義務を負うものとする。
- (1) 適用されるドーピング防止方針および規則を理解し、遵守すること。
  - (2) 検体採取に応ずること。
  - (3) ドーピング防止と関連して、自己が摂取し、使用するものに責任をもつこと。
  - (4) 医師に、禁止物質および禁止方法を使用してはならないという自己の義務を伝え、自己に施される治療が、WADA 規程に従って採択されたドーピング防止の方針および規則に違反しないことを確認する責任をもつこと。
- 3.2 本連盟に通常登録していない競技者は、日本代表選手団の一員としてオリンピック競技大会に参加するための条件として、オリンピック競技大会の開催日の1年前から、要求された検体採取を受け、正確な最新の居場所情報を JADA に対し定期的に提出すること。
- 3.3 競技者支援要員は、以下の義務を負うものとする。
- (1) 自らにまたは支援する競技者に適用されるドーピング防止方針および規則を理解し、遵守すること。
  - (2) 競技者の検査プログラムに協力すること。
  - (3) 競技者の価値観および行動に対する自己の影響力を行使しドーピング防止の姿勢を育成すること。

4.

### **検査**

本連盟は、WADA 規程および日本ドーピング防止規程に従い、ドーピング防止機関 (UCI, JADA を含む。) が行う検査の分析結果を承認する。

5.

### **本規程違反**

- 5.1 ドーピング防止規則違反を犯すことは、本規程に違反する。
- 5.2 ドーピング防止規則違反を犯したか否かを判断するために、WADA 規程および日本ドーピング防止規程の各第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条および第 17 条が適用される。

6.

### **ドーピング防止規則違反の承認**

本連盟は、全てのドーピング防止機関による、競技者、競技者支援要員、または組織その他団体がドーピング防止規則違反を犯したとの決定を承認し、かつ尊重する。ただし、その認定が WADA 規程および日本ドーピング防止規程に準拠し、関連団体の権限に基づく場合に限る。

7.

### **本連盟が課す制裁措置**

- 7.1 ドーピング防止規則違反を犯したと認定された競技者、競技者支援要員、または組織その他団体は、本連盟理事会の決定に従い、制裁措置の期間、日本代表選手団またはその選考の資格、本連盟からの交付金、助成金および補助金の交付の全部または一部を受ける資格、ならびに、本連盟で役職に就く資格を失う。
- 7.2 制裁措置の期間は、WADA 規程および日本ドーピング防止規程の各第 10 条および第 11 条

8.		<p><u>に従って決定される。</u></p> <p><u>7.3 本連盟は、違反が1回目か2回目かを判断するにあたり、いかなるドーピング防止機関によって課された以前の制裁措置をも承認する。</u></p>
9.		<p><b>懲戒措置手続</b></p> <p><u>ドーピング防止規則違反が問われる全ての事件は、WADA 規程および日本ドーピング防止規程に準拠して判断され、WADA 規程および日本ドーピング防止規程の条項に従って、認定がなされ、不服申立がなされるものとする。</u></p>
10.		<p><b>通知</b></p> <p><u>本規程に基づいて制裁措置が課せられた場合には、本連盟は課せられた制裁措置の詳細を下記宛に送付する。</u></p> <p><u>(1) 国際オリンピック委員会および財団法人日本オリンピック委員会</u></p> <p><u>(2) WADA 規程第 14.1 項および日本ドーピング防止規程第 14.3 項に基づき、通知を受ける権利を有する者</u></p> <p><u>(3) 国際自転車競技連合 (UCI)</u></p> <p><u>(4) WADA および JADA</u></p> <p><u>(5) 本連盟が通知を必要と考えるその他の人</u></p>
11.		<p><b>不服申立て</b></p> <p><u>不服申立てについては、日本ドーピング防止規程第 13 条の規定に従うものとする。</u></p> <p><b>ドーピング防止規則違反の審査</b></p> <p><u>ドーピング防止規則違反を犯したとして記録された者が後日、当該ドーピング防止規則違反を犯していないことが判明した場合、またはその他の誤りが CAS、日本スポーツ仲裁機構またはドーピング防止機関により明らかになった場合、本連盟はドーピング防止規則違反およびそのドーピング防止規則違反の結果として課せられた制裁措置を取り消すものとし、本規程第 9 条により制裁措置が課された旨通知された全ての人に対し、そのことを報告するものとする。</u></p>
12.		<p><b>解釈</b></p> <p><u>12.1 本規程中、以下の語は以下の意味を持つものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ <u>「ドーピング防止規則違反」とは、WADA 規程および日本ドーピング防止規程の各第 2 条に記載されているドーピング防止規則に対する違反をいう。</u></li> <li>■ <u>「競技者」とは、WADA 規程および日本ドーピング防止規程に定義されているとおりの意味を有する。</u></li> </ul> <p><u>12.2 本規程で定義されていない語は、文脈より異なる意味を持つものを除き、WADA 規程および日本ドーピング防止規程で付与された意味を表すものとする。</u></p>

日本自転車競技連盟ランキング制度

[別表 4-2]

ジュニアの国際ロード競技大会用ポイント・テーブル

Rank	世界選手権大会		ワンデイ・レースと ステージ・レース (最終順位)	ステージと ハーフ・ステージ	ステージごとの レース・リーダー・ ジャージ着用
	ロード・レース	タイム・トライアル			
1	150	100	100	20	10
2	120	70	70	14	
3	90	40	40	8	
4	80	30	30	7	
5	70	25	25	6	
6	60	20	20	5	
7	50	15	15	4	
8	40	10	10	2	
9	30	2	9		
10	25	8	8		
11	20	7	7		
12	15	6	6		
13	10	5	5		
14	8	4	4		
15	6	3	3		